

我が国における防火基準の考え方

国土交通省 住宅局 建築指導課
課長補佐（防火・防災担当） 山口 義敬

1. 防火・避難規定概論	……p02
2. 木造建築関連基準の見直し	……p32
3. 面積の大きな木造建築物	……p36
4. 特定準耐火建築物	……p46
5. 耐火構造の告示仕様の見直し	……p53
6. 防火上主要な間仕切壁	……p55

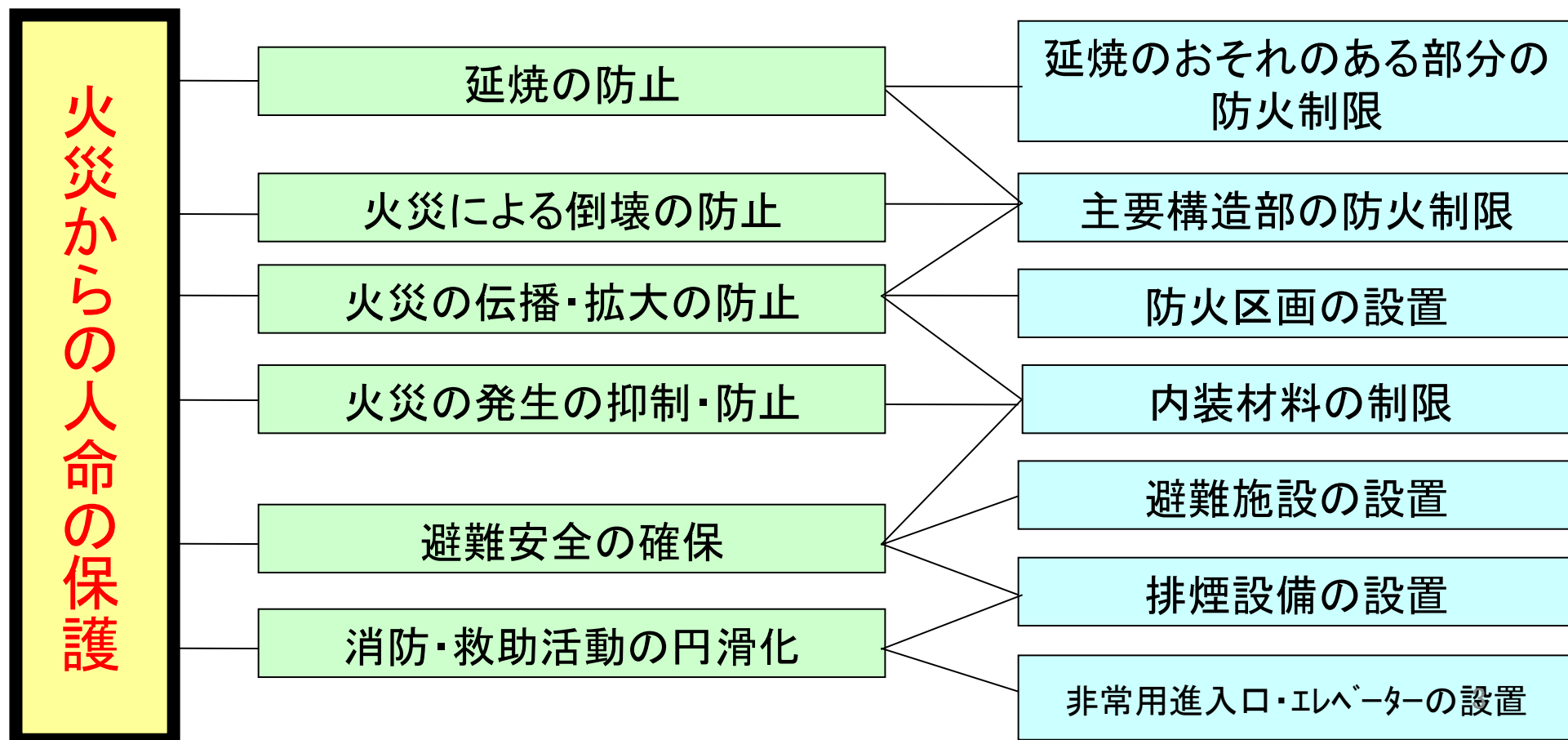
1. 防火・避難規定概論

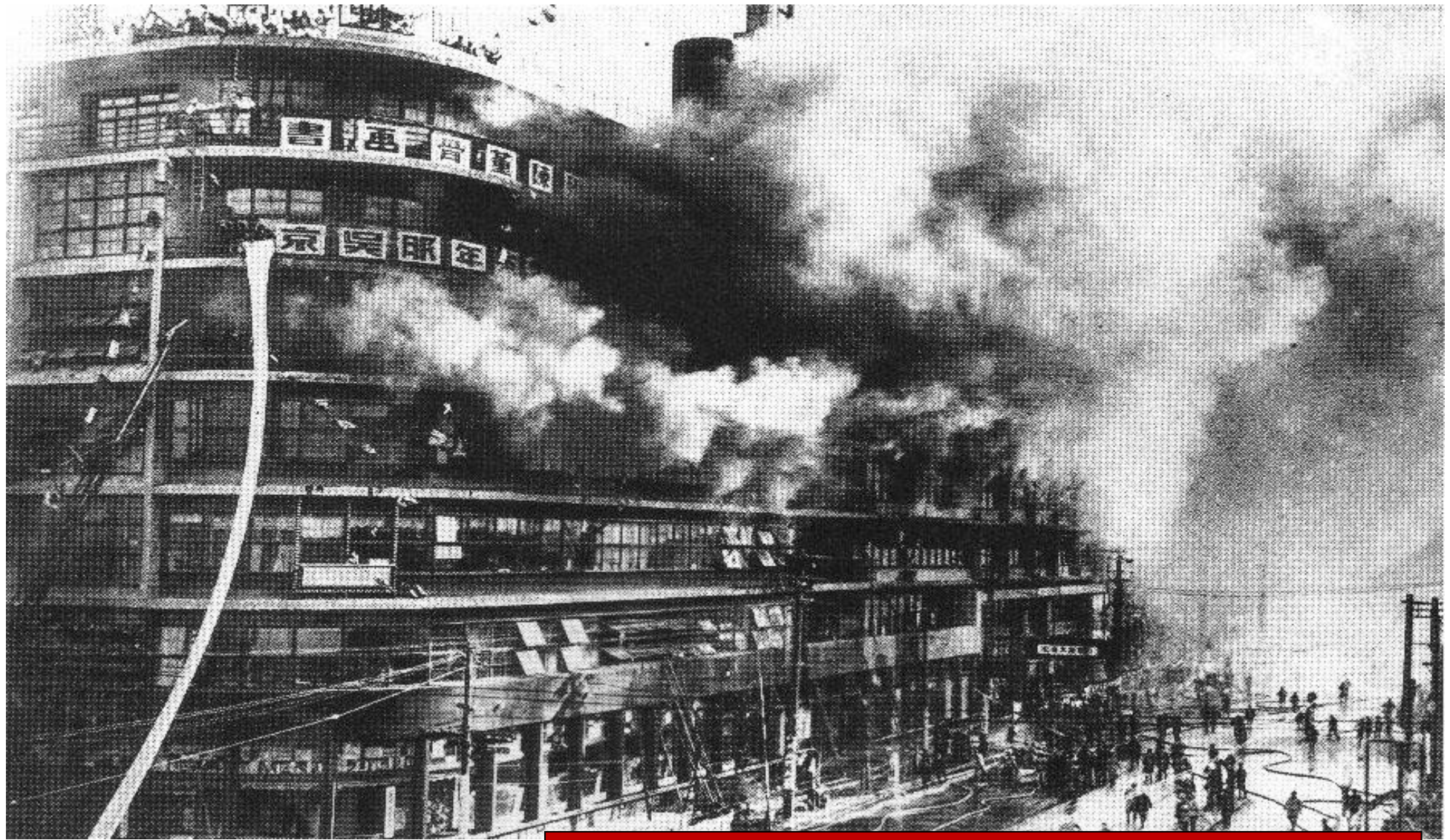
○防火・避難規定の目的：火災からの人命の保護

【 目的 】

【 講ずべき対策 】

【 基準 の 内 容 】



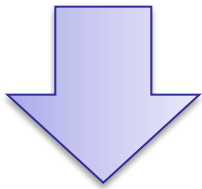


日本初の高層建築物火災（4階～8階の火災）・死者14名

火災事例②・川崎金井ビル火災（昭和41年）

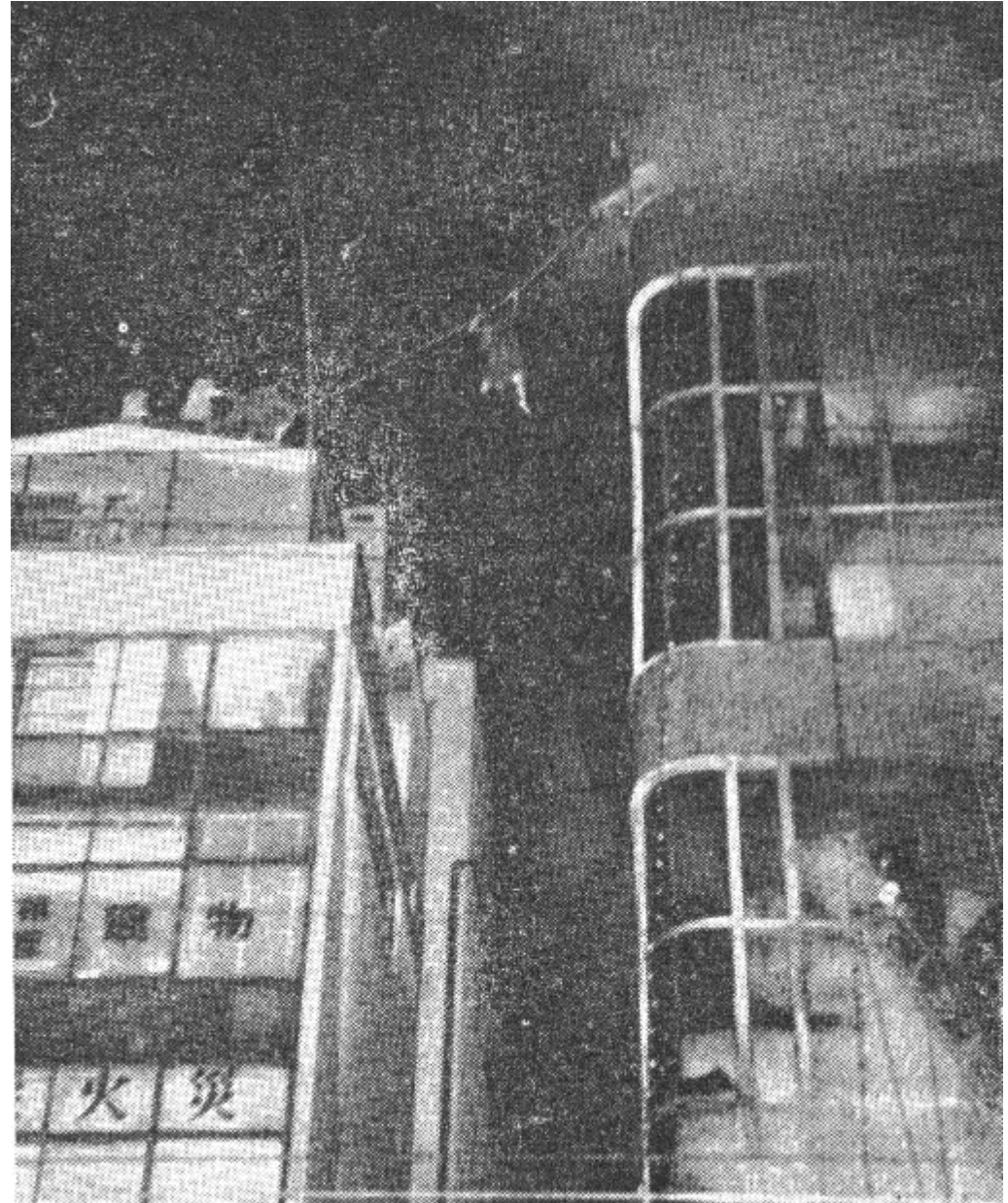
耐火建築物の火災多発（酸欠、ガス中毒多し）

昭和41年 川崎市金井ビル火災（神奈川県川崎市）、死者12名
昭和43年 有楽サウナ火災（東京都千代田区）、死者3名
国際劇場火災（東京都台東区）、死者3名



昭和44年 建築基準法施行令改正

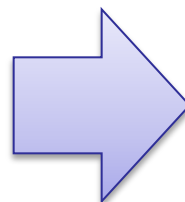
- 区画貫通部の措置
- 縦穴区画の創設
- 内装制限の強化





史上最大のビル火災

昭和47年 千日デパート火災（大阪府大阪市）、死者118名



昭和48年 建築基準法施行令改正

- 常時閉鎖式防火戸の規定
- 防火シャッターの基準整備
- 2以上の直通階段の適用拡大
- 内装制限の強化

- 木造住宅について、材料や部材の試験結果を積み重ねた上で、実大火災実験により得られた科学的知見等に基づき技術的に避難安全の確保や周囲への危険防止等が確認できたものについて、昭和62年以降、合理化を図っている。

昭和62年改正

昭和59年9月の実大火災実験等の知見に基づき、準防火地域で一定の基準を満たす木造3階建て戸建住宅を可能とした。

平成4年改正

平成3年12月の実大火災実験等の知見に基づき、防火地域・準防火地域外で一定の基準を満たす木造3階建て共同住宅を可能とした。

平成10年改正

平成8年3月の実大火災実験等の知見に基づき、準防火地域で一定の基準を満たす木造3階建て共同住宅を可能とした。

平成26年改正（平成27年6月1日施行）

平成23年度～平成25年度（3カ年）の実大火災実験等の知見に基づき、一定の基準を満たす木造3階建て学校等を可能とした。



平成8年の実大火災実験の様子



平成25年の実大火災実験の様子
（平成25年10月20日）

建築基準法の防火規制について

日本における建築物の防火に関する規制は建築基準法に定められており、主に①在館者の避難安全の確保、②周囲への危険防止、③市街地火災対策の観点から講ずべき措置を求めている。

→これにより、消防法とも相まって、建築物の火災から人命、財産の保護を図っている。

【主な観点】

【主な基準内容（講ずべき措置）】

① 在館者の避難安全の確保

- ・火災の拡大防止による通常の避難安全の確保
- ・在館者が逃げ遅れた際の救助活動の確保

- ・主要構造部の耐火制限（法第27条）
- ・防火区画の設置（法第36条、令第112条）
- ・内装材料の制限（法第35条の2、令第129条）
- ・避難施設等の設置（法第35条、令第117条～第128条の2、令第129条の13の3）

② 周囲への危険防止

- ・倒壊、大量の輻射・火の粉による周囲への加害防止

- ・主要構造部の耐火制限（法第21条）
- ・防火区画の設置（法第36条、令第112条）

③ 市街地火災対策

- ・市街地での周囲からの受害防止及び加害防止

- ・主要構造部の耐火制限（法第61条、第62条）
- ・延焼のおそれのある部分等の制限（法第22条～第25条、法第63条、第64条）

※消防法では、スプリンクラー設備や自動火災報知設備など消防の用に供する設備や消防活動、救助活動に関する事項について規定している。

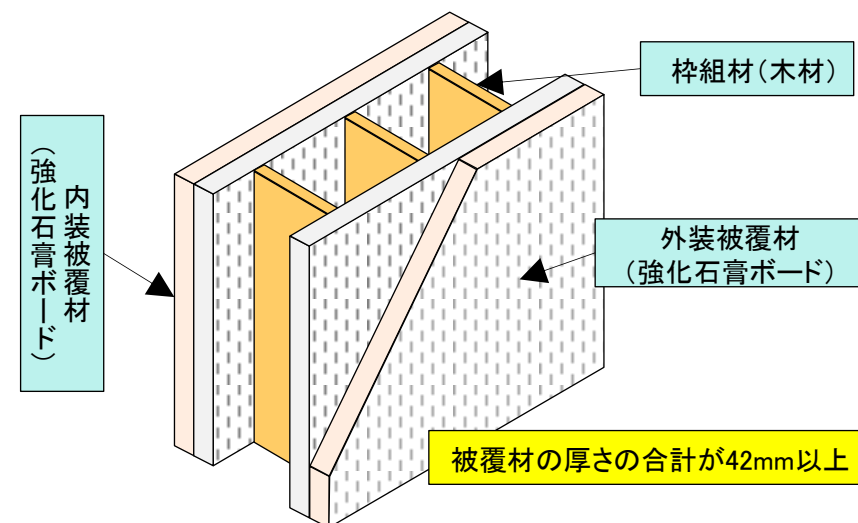
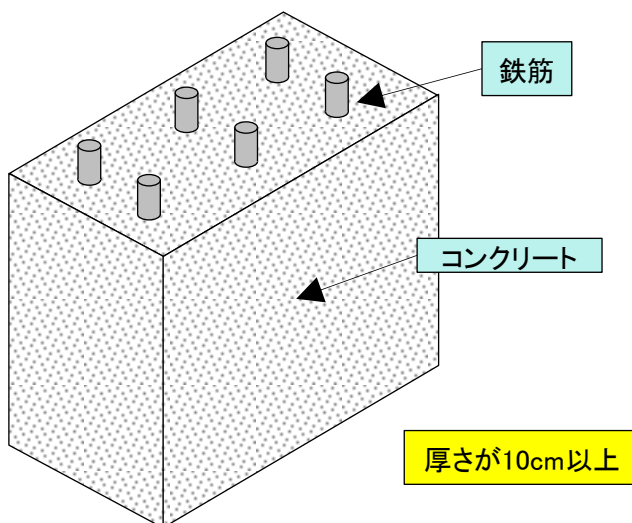
防火の基礎知識①（耐火構造【法第2条第7号】）

耐火構造

- 対象: 壁、柱、床、はり、屋根、階段
- 性能: 通常の火災(屋内・屋外ともに)による**倒壊・延焼を防止**するために必要な性能【耐火性能】
- 「耐火性能」の技術的基準(令第107条)

		間仕切壁		外壁		柱	床	はり	屋根	階段
		耐力壁	非耐力壁	耐力壁	非耐力壁					
非 損 傷 性	2～4階	1時間	なし	1時間	なし	1時間	1時間	1時間	30分間	30分間
	5～14階	2時間	なし	2時間	なし	2時間	2時間	2時間	30分間	30分間
	15階～	2時間	なし	2時間	なし	3時間	2時間	3時間	30分間	30分間
遮熱性		1時間	1時間	1時間	30分間	なし	1時間	なし	なし	なし
遮炎性		なし	なし	1時間	30分間	なし	なし	なし	30分間	なし

- 構造方法: 大臣認定(FP)、告示仕様(H12-1399号)



準耐火構造

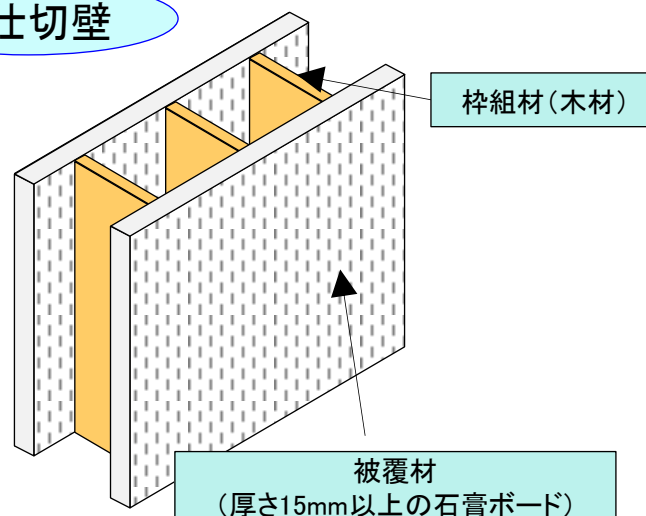
- 対象: 壁、柱、床、はり、屋根、軒裏、階段
- 性能: 通常の火災(屋内・屋外ともに)による延焼を抑制するために必要な性能【準耐火性能】
- 「準耐火性能」の技術的基準(令第107条の2)

	間仕切壁		外壁		柱	床	はり	屋根	軒裏	階段
	耐力壁	非耐力壁	耐力壁	非耐力壁						
非損傷性	45分間	なし	45分間	なし	45分間	45分間	45分間	30分間	なし	30分間
遮熱性	45分間	45分間	45分間	45分間※	なし	45分間	なし	なし	45分間※	なし
遮炎性	なし	なし	45分間	45分間※	なし	なし	なし	30分間	なし	なし

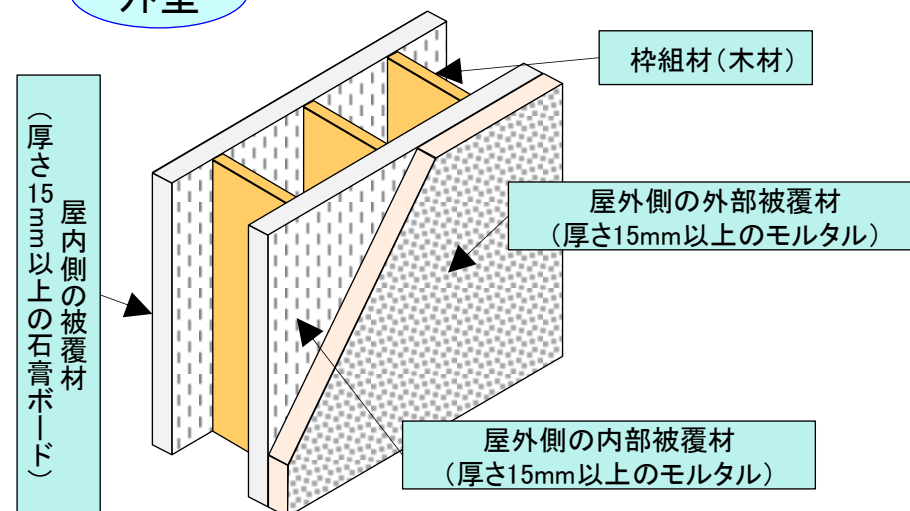
※「延焼のおそれのある部分」以外の部分の場合は、30分間

- 構造方法: 大臣認定(QF)、告示仕様(H12-1359号)

間仕切壁



外壁



防火の基礎知識③（耐火建築物・準耐火建築物）

（参考）耐火建築物、準耐火建築物（法第2条第九号の二、第九号の三）

耐火建築物 外部からの延焼のおそれほとんどなく、また、通常の火災により倒壊することのない建築物

- ① 主要構造部(壁・柱・床・はり・屋根・階段)を**耐火構造※**としたもの(仕様規定)
- ② 主要構造部が火災が終了するまで耐えるものとして、建築物全体の性能が**耐火性能検証**により確かめられたもの(性能規定)
- ③ 主要構造部が火災が終了するまで耐えるものとして、各主要構造部において**国土交通大臣の認定**を受けたもの(性能規定)

※耐火構造：耐火性能（原則1～3時間（階数により異なる。屋根及び階段は30分間）の火熱に対する非損傷性、（法第2条第七号）遮熱性、遮炎性）**を有する鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の構造**。告示で定められたものと国土交通大臣の認定を受けたものとがある。

準耐火建築物 外部からの延焼が少なく、内部からの火災に対しても容易に倒壊することのない、耐火建築物に準じた性能を有する建築物で、以下のいずれかに該当するもの

- ① 主要構造部(壁・柱・床・はり・屋根・階段)を**準耐火構造**としたもの
- ② **外壁を耐火構造**としたもの
- ③ **軸組を鉄骨等の不燃材料**としたもの

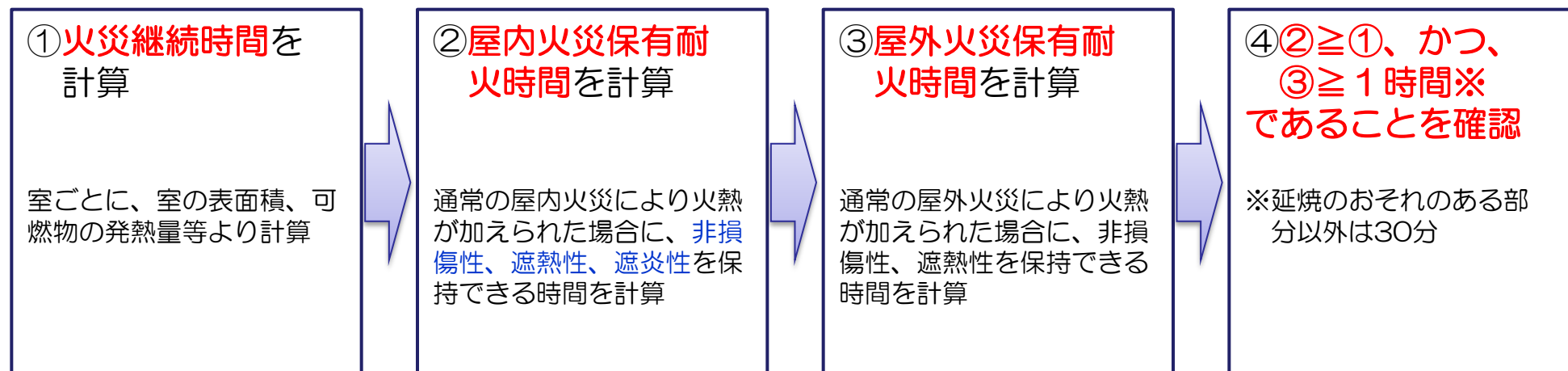
※準耐火構造：準耐火性能（加熱開始後45分間（屋根及び階段は30分間）の非損傷性、遮熱性、遮炎性）**を有する木造等の構造**。告示で定められたものと国土交通大臣の認定を受けたものとがある。

※ 耐火建築物・準耐火建築物ともに、外壁の延焼のおそれのある部分の開口部には**防火設備**を設ける必要がある。

防火の基礎知識④（耐火性能検証）

（参考）耐火性能検証法（法第2条第九号のニイ(2)、令第108条の3）

主要構造部を耐火構造とする規定に代わり、個々の建築物に応じて、火災継続時間や主要構造部の火災時の保有耐火時間を計算し、耐火性能を検証する方法。



※非損傷性：自重・積載荷重により構造耐力上支障のある変形、破壊等の損傷を生じない

遮熱性：壁・床の加熱面以外の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない

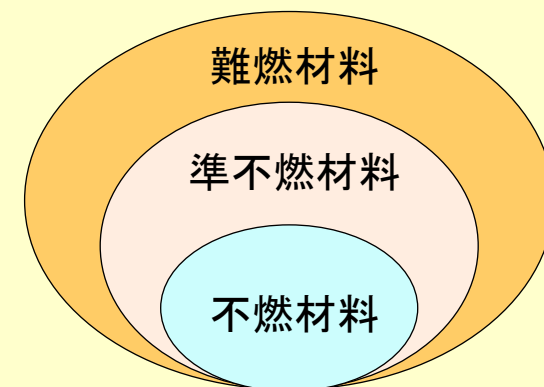
遮炎性：外壁・屋根が屋外に火炎を出すような亀裂等の損傷を生じない

防火の基礎知識⑤(不燃材料・準不燃材料・難燃材料)

○ 通常の火災時の火熱に対して多少の溶融・赤熱を生じることはあっても、燃焼現象や防火上有害な損傷を生じることがなく、かつ、避難上有害な煙・ガスを発生しない性能を有する建築材料として、建築基準法上は「不燃材料」「準不燃材料」「難燃材料」を定義している。

○ 具体的には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、上記の性能を発揮することができる加熱時間の長さに応じて、性能を下表のとおり規定している。

○ なお、加熱時間の長さによって性能を規定している関係上、各材料は右図のような包含関係にある。



	性能 (加熱時間)	告示仕様 (代表的な材料)	認定番号
不燃材料	20分間	H12・1400号 ・コンクリート ・れんが ・瓦 ・陶磁器質タイル ・金属板 ・モルタル ・ロックウール ・厚さ5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板 ・厚さ12mm以上の石膏ボード 等	NM
準不燃材料	10分間	H12・1401号 ・厚さ15mm以上の木毛セメント板 ・厚さ9mm以上の石膏ボード 等	QM
難燃材料	5分間	H12・1402号 ・厚さ5.5mm以上の難燃合板 ・厚さ7mm以上の石膏ボード 等	RM

A. 主要構造部の制限①

建築基準法では、建築物の倒壊、隣家からの延焼等を防止するため、建築物の各部分の性能だけでなく、主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱等は含まない。)の防耐火性能を規定している。

①建築物の用途に応じた構造の制限（法第27条）

建築物の用途、階数又は面積に応じ、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを規定

【耐火建築物としなければならない建築物】

- ・ 不特定多数が利用する用途(病院、物販店舗、ホテル等)や多数が就寝時に利用する用途(病院、ホテル、共同住宅等)を3階以上の階に設置する建築物
- ・ 延べ面積3,000㎡以上の物販店舗 等

【耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建築物】

- ・ 2階部分が300㎡以上の病院、ホテル、共同住宅 等

②大規模建築物の構造の制限（法第21条）

一定規模※¹を超える木造建築物等※²は、原則として、その主要構造部を耐火構造とすることを規定

※¹ 高さ13m若しくは軒の高さ9m、又は延べ面積3,000㎡

※² 柱、はり、壁等の主要構造部の主要な部分に木材、プラスチック等の可燃材料を用いたもの

A. 主要構造部の制限②

③立地による構造の制限（法第61条、第62条）

- **防火地域**→原則として耐火建築物であること。
（火災発生の抑制、火災が発生した場合の延焼遮断、市街地大火の抑制）
- **準防火地域**→延べ面積、階数に応じて、必要な防耐火性能を確保できる構造とすること。
（市街地大火の抑制）

（防火地域・準防火地域内における建築物の構造の制限）

階 数	防火地域内の制限		準防火地域内の制限		
	延べ面積		延べ面積		
	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
4階以上	耐火建築物		耐火建築物		
3階建て			一定の防火措置（※）等	準耐火建築物	
2階建て			その他		
1 階建て					
	準耐火建築物				

※ ①隣地境界線等から1m以内の外壁の開口部に防火設備、②外壁の開口部の面積は隣地境界線等からの距離に応じた数値以下、③外壁を防火構造とし屋内側から燃え抜けが生じない構造、④軒裏を防火構造、⑤柱・はりが一定以上の小径、又は防火上有効に被覆、⑥床・床の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑦屋根・屋根の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑧3階の室の部分とそれ以外の部分とを間仕切壁又は戸で区画

B. 防火区画の設置【令第112条】

建築物内に発生した火災を一定領域内に封じ込めることにより、火災による被害を最小限にとどめることを目的として、防火の区画を行うことを規定。

- ①面積区画：建築物内の主として水平方向の火災拡大を防止し、火災の規模を限定することを目的として、一定面積ごとに耐火構造、1時間準耐火構造の床・壁、又は、1時間の遮炎性能を有する防火戸等の防火設備で区画
(例：主要構造部を耐火構造とした建築物の場合は1500㎡以内毎に区画)
- ②たて穴区画：階段、昇降機の昇降路、ダクトスペース、吹抜け等の建築物の垂直方向に通じている空間とその他の部分との間を耐火構造、準耐火構造の床・壁、又は、20分の遮炎性能と遮煙性能を有する防火戸等の防火設備で区画
- ③異種用途区画：建築物は、その用途によって、空間形態等が異なり、火災拡大の性状、煙の伝搬、避難方法等が異なるため、異種用途の部分の間を防火区画

C. 内装材料の制限【法第35条の2、令第129条】

初期火災の成長を遅延させ、火災初期の避難の安全を確保するとともに、火災が成長しても煙の発生を少なくするため、建築物の内装材料の種類を制限。

○内装材料の制限がかかる建築物等

→用途、構造、規模等に応じて、その壁及び天井（天井のない場合は屋根）の室内に面する部分の仕上げに、不燃材料、準不燃材料、難燃材料を用いることが必要。

- ①一定規模以上の劇場、映画館、集会場等不特定多数の者が利用する建築物等
- ②階数3以上で床面積が 500m²を超える建築物、
階数2で床面積が 1,000m²を超える建築物、又は
階数1で床面積が 3,000m²を超える建築物
- ③排気上有効な窓等を有しない居室を有する建築物
- ④厨房等の火気使用室

災害時、特に火災時に、建築物内にいる人間を安全に地上に避難できるようにするための避難施設等の設置を規定している。

避難施設関係規定が適用される建築物等

以下の①から④の建築物等には、次の措置を講じる必要がある。

- 避難経路の確保（廊下の幅、直通階段（避難階段）の設置、避難階における階段から屋外への出口に至る距離等、敷地内通路の幅 等）
- 救助を容易にするための施設の設置（非常用進入口、非常用エレベーター）
- 避難を容易にするための設備の設置（排煙設備、非常用照明装置） 等

- ①一定規模以上の劇場、映画館、集会場等不特定多数の者が利用する建築物等
- ②階数が3以上の建築物
- ③床面積が1,000㎡を超える建築物
- ④窓その他の開口部を有しない居室を有する階

階段・廊下の幅 (令第23条・第119条)

○ 階段の昇降に際して、転倒・転落を防ぎ、移動時の安全性を確保するため、階段については幅・けあげ・踏面について寸法の基準を定めている(令第23条)。

○ さらに、建築物における避難においては、廊下の幅も重要なファクターとなるため、一定の基準を設けている(令第119項)。

階段の幅・寸法

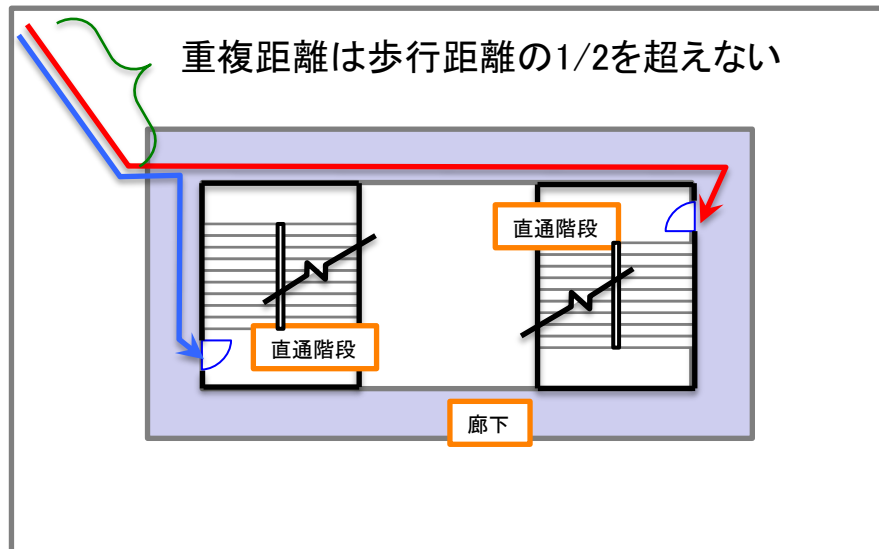
	階段・踊り場の幅	けあげ寸法	踏面寸法
小学校における児童用の階段	140cm以上	16cm以下	26cm以上
中学校・高等学校・中等教育学校における生徒用の階段	140cm以上	18cm以下	26cm以上
物品販売業を営む店舗(1,500㎡を超えるもの)における客用の階段			
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場における客用の階段	120cm以上	20cm以下	24cm以上
直上階の居室面積が200㎡を超える地上階の階段			
居室面積が100㎡を超える地階・地下工作物内における階段	75cm以上	22cm以下	21cm以上
上記以外の階段		23cm以下	15cm以上
住宅の階段(共同住宅の共用階段を除く)			

廊下の幅

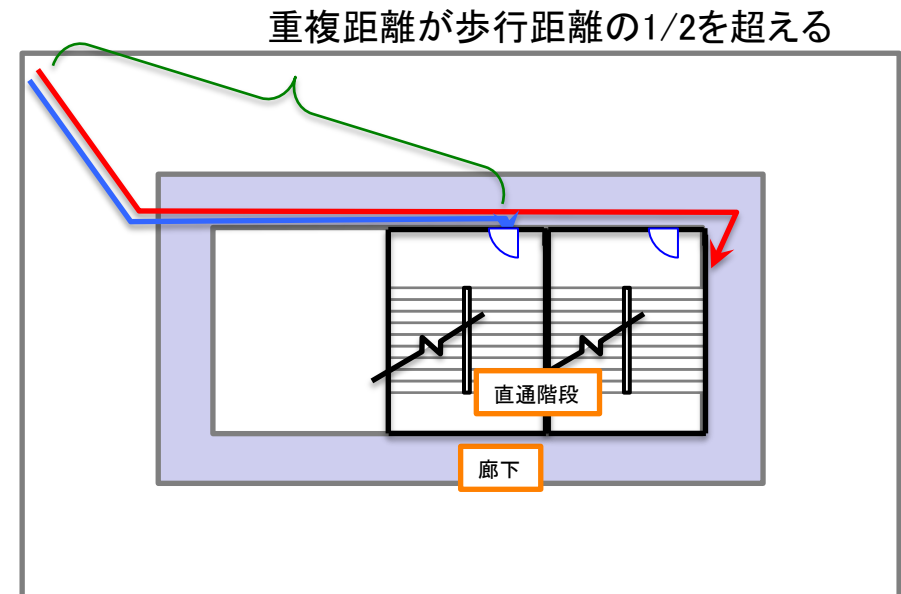
	両側に居室がある場合(中廊下)	それ以外の場合(片廊下)
小学校・中学校・高等学校・中等教育学校における児童用・生徒用の廊下	2.3m以上	1.8m以上
病院における患者用の廊下	1.6m以上	1.2m以上
共同住宅における共用廊下(住戸面積が100㎡を超える階)		
居室面積が200㎡(地階の場合は100㎡)を超える階の廊下※		

※ 3室以下の室のための専用廊下は対象外

- 建築物における避難は、人が安全に地上まで辿り着くことを想定しているため、地上に直接通じている「避難階」以外の上層階や地階については、避難階・地上に通じる「直通階段」を設置する必要がある(令第120条第1項)。
- また、上層階・地階における速やかな避難を実現するため、居室の各部分から、その階における避難経路の拠点となる「直通階段」に至る距離(歩行距離)が、一定の距離を超えてはならないような配置計画とすることが求められる(令第120条第1項～第4項)
- さらに、劇場の客席階など一定の用途・規模等の階については、火災時に一方が通行不能になった場合にも、他方へ避難できる道を残すという観点から、直通階段を2つ以上設けることとしている(令第121条)。



可



不可

避難階段・特別避難階段 (令第122条・第123条)

○ 次の直通階段は、原則として避難階段又は特別避難階段としなければならない(令第122条)。

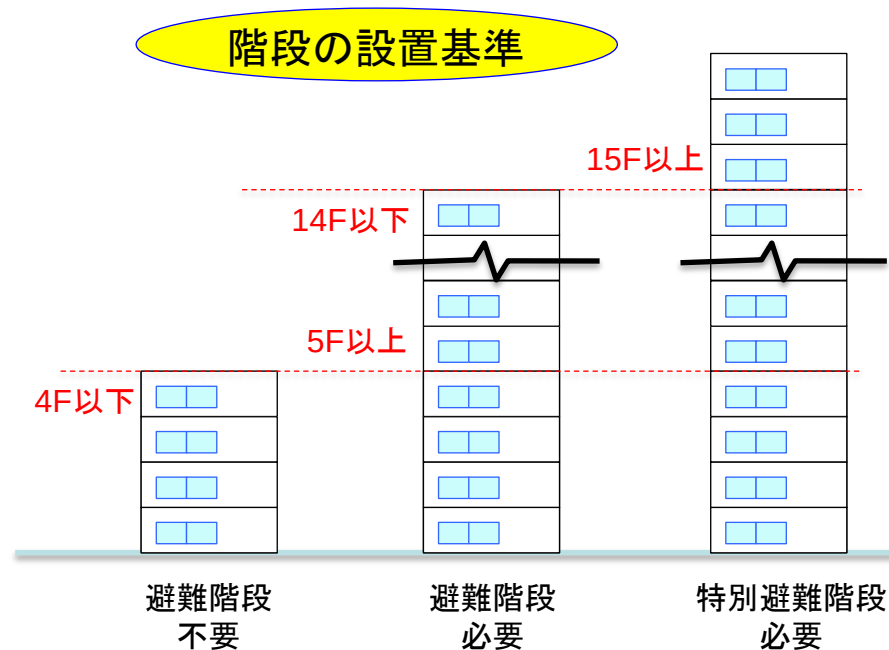
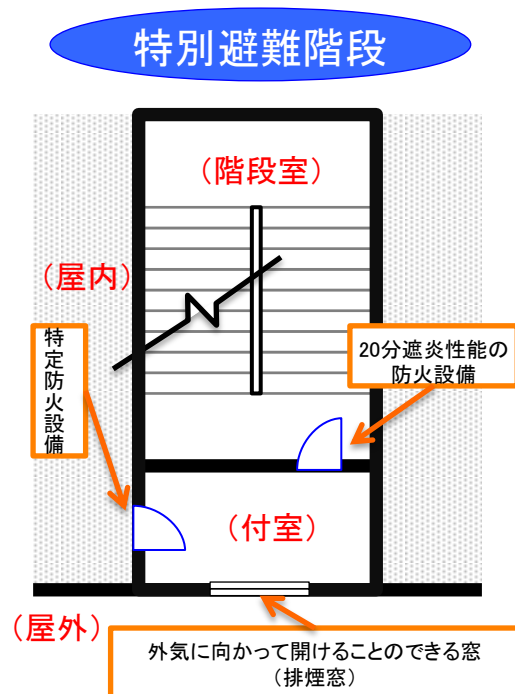
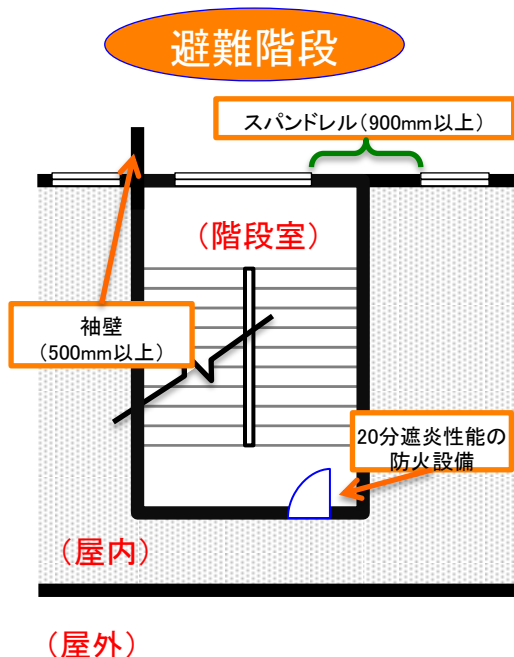
【避難階段】

- ① 5階以上又は地下2階以下の階に通ずる直通階段
- ② 3階以上の階に物販店を有する建築物の2以上の直通階段

【特別避難階段】

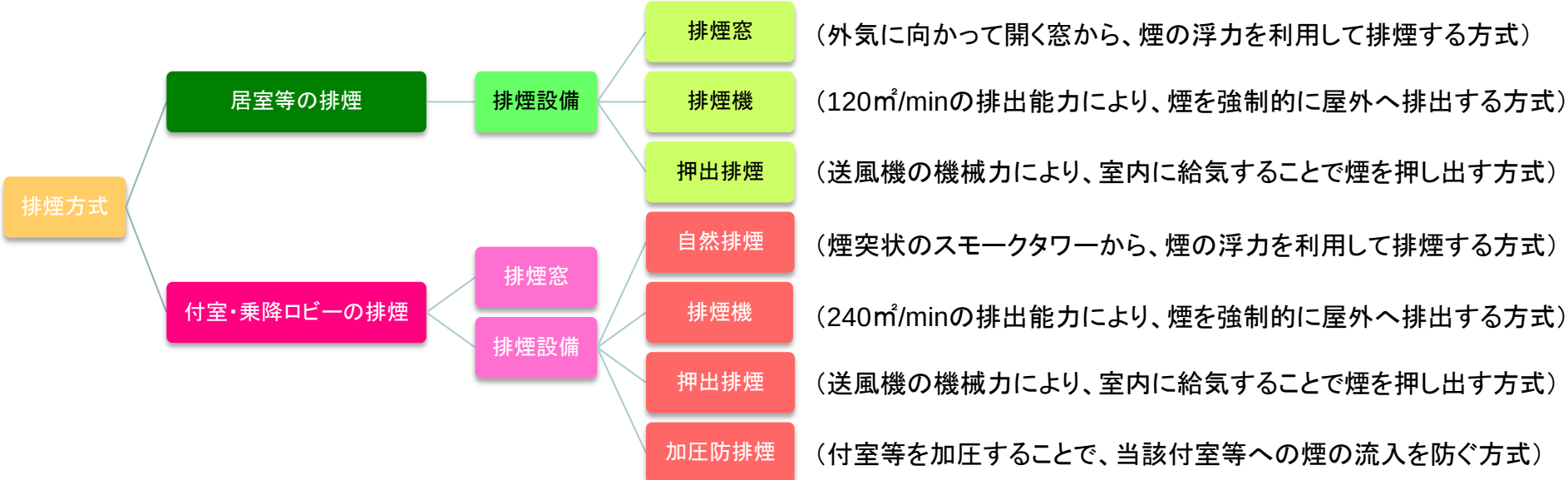
- ① 15階以上又は地下3階以下の階に通ずる直通階段
- ② 3階以上の階に物販店を有する建築物の直通階段のうち
 - (1) 5階以上の売場に通ずる1以上の直通階段
 - (2) 15階以上の売場に通ずるすべての直通階段

○ また、「避難階段」「特別避難階段」については、上層階や地階からの避難のためのものであることから、壁を耐火構造とすることなど、安全性を確保するための構造が求められる(令第123条)。



- 火災時において、天井・壁や可燃物から発生する煙・ガスが避難行動を妨げ、一酸化炭素中毒などの死傷事故を引き起こすことを防ぐため、多数の者が利用するなどの条件を満たす建築物に排煙設備の設置が義務付けられている。
- 具体的には、用途・規模・部分に応じて、特に煙・ガスの有効な排出が必要となる建築物を定めている。

	対象となる建築物	例外
一般居室	①特殊建築物(500㎡超)	・(二)項用途で、準耐火構造の床・壁＋防火設備による100㎡区画 ・学校、スポーツ練習場等 ・階段・昇降路の部分 ・主要構造部が不燃材料等である、不燃性物品を保管する倉庫等 ・避難上支障のある高さまで煙・ガスの降下が生じない建築物 ・高さ31m以下の部分の居室で、防煙壁による100㎡区画(②・④のみ)
	②階数3以上かつ500㎡超の建築物	
	③排煙上の無窓居室	
	④1,000㎡超の建築物の200㎡超の居室	
付室等	特別避難階段の付室	
	非常用EVの乗降ロビー	



排煙設備の設置が不要な建築物 (平成12年建設省告示第1436号)

対象となる建築物	条件となる構造	
・住宅(階数2以下、延べ面積200㎡以下) ・長屋の住戸(床面積の合計が200㎡以下)	居室の床面積の1/20以上の換気上有効な開口部(窓)	
・危険物の貯蔵場、処理場 ・自動車車庫 ・通信機械室 ・繊維工場	不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの	
・高さ31m以下の建築物の部分 (法別表第1(イ)欄の特殊建築物の主たる用途に供する部分で地階に存するものを除く。)	(居室)	・準耐火構造の床・壁＋防火設備(熱感知)による区画(100㎡) ・壁・天井の内装:準不燃材料
		・床面積が100㎡以下 ・壁・天井の内装・下地:準不燃材料
	(非居室)	・壁・天井の内装:準不燃材料 ・居室・避難経路に通ずる開口部:防火設備(熱感知) ・それ以外の開口部:戸又は扉
		・床面積が100㎡以下 ・防煙壁による区画
・高さ31m超の建築物	・床面積100㎡以下の室 ・耐火構造の床・壁＋防火設備(熱感知)による区画(100㎡) ・壁・天井の内装:準不燃材料	

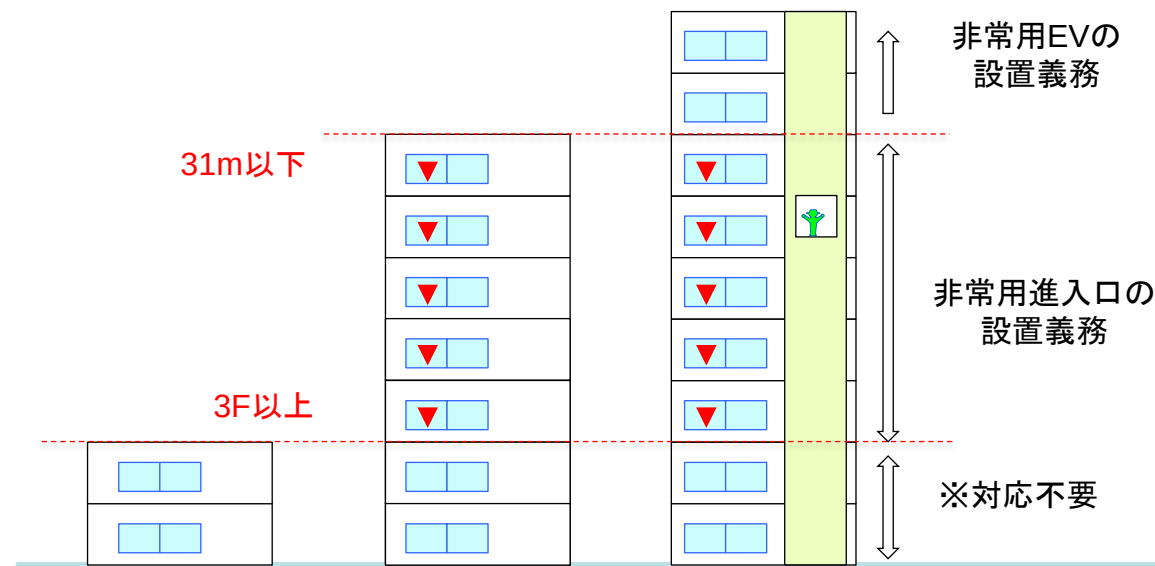
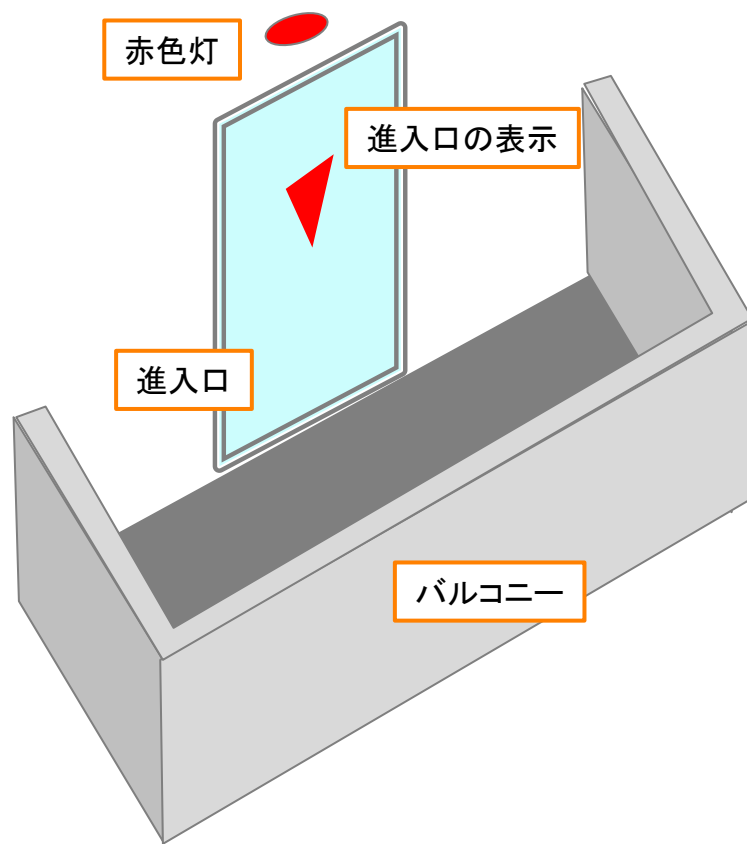
非常用の照明装置（令第5章第4節）

- 火災時の停電が人々の安全避難に与える影響は極めて大きく、避難方向や危険な場所の認識が困難になったり、避難速度の低下などが想定されるのみならず、心理的パニック状態等のため、秩序的・段階的避難が困難になる。
- 従って、多数の者が利用する建築物等の以下の部分については、原則として停電時においても避難等の最低限の行動が行えるよう、非常用の照明装置の設置が義務付けられている。

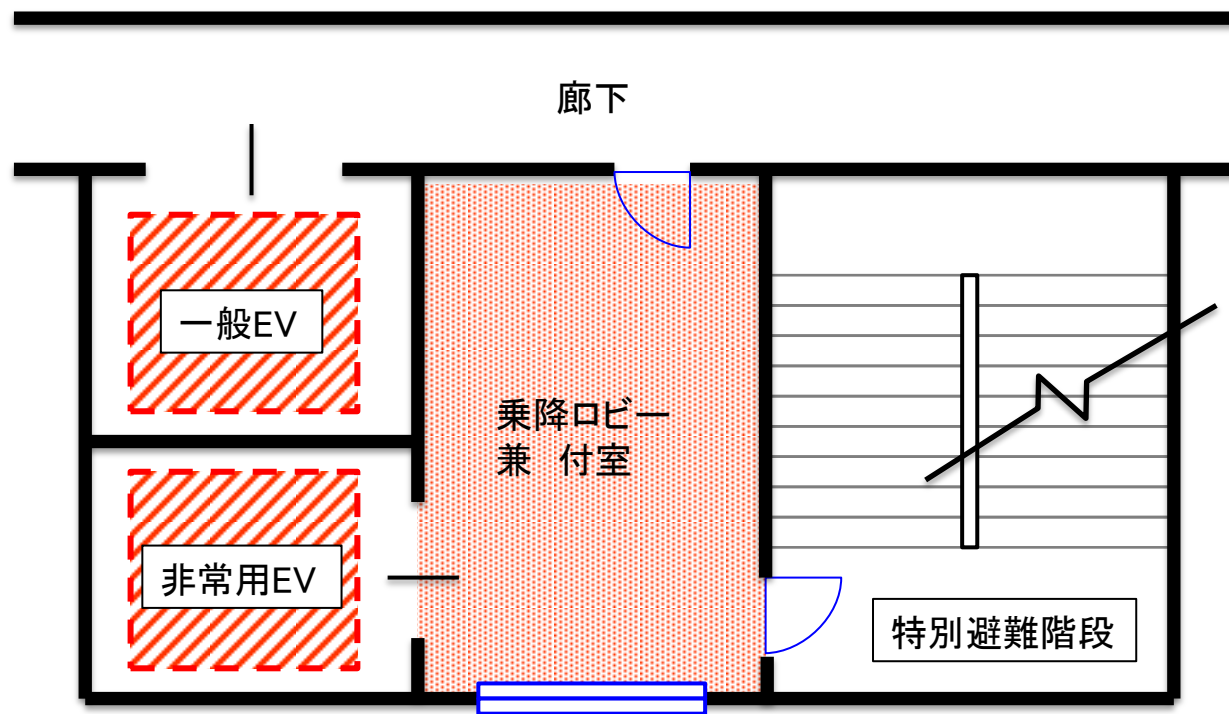
対象となる建築物・建築物の部分	例外
① 法別表第一の（一）～（四）項用途の特殊建築物の居室	・ 一戸建ての住宅 ・ 長屋・共同住宅の住戸 ・ 病院の病室、下宿の宿泊室、寄宿舍の寝室、これらに類する居室 ・ 学校（こども園を除く）、体育館、スポーツ練習場など ・ 採光上有効に直接外気に開放された通路（開放片廊下、開放階段など） ・ 避難階の居室で、屋外への出口に至る歩行距離が30m以下で、避難上支障がないもの ・ 避難階の直上階・直下階の居室で、屋外への出口・屋外避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が20m以下で、避難上支障がないもの
② 階数3以上かつ500㎡超の建築物の居室	
③ 採光上の無窓居室	
④ 1,000㎡超の建築物の居室	
⑤ ①～④までの居室から地上に通ずる廊下、階段、ロビー等の通路	
⑥ ①～⑤に掲げたものに類する建築物の部分	

非常用進入口 (令第5章第5節)

- 高さ31mを超える建築物の場合、消防車によるはしごが届かないことが想定されるため、火災時における消防隊員による検索・救助のための突入を支援するため、非常用エレベーターの設置が義務付けられている(法第34条)。
- また、非常用エレベーターの乗降ロビーは、消防活動の拠点となる重要な部分であるため、煙を排出するための窓や排煙設備を設けなければならない(令第129条の13の3第3項)。
- なお、「高さ31mを超える部分の床面積が最大の階」における床面積に応じて、一定台数以上の非常用の昇降機(エレベーター)を設けなければならない(令第129条の13の3第2項)。



- 高さ31mを超える建築物の場合、消防車によるはしごが届かないことが想定されるため、火災時における消防隊員による検索・救助のための突入を支援するため、非常用エレベーターの設置が義務付けられている(法第34条)。
- また、非常用エレベーターの乗降ロビーは、消防活動の拠点となる重要な部分であるため、煙を排出するための窓や排煙設備を設けなければならない(令第129条の13の3第3項)。
- なお、「高さ31mを超える部分の床面積が最大の階」における床面積に応じて、一定台数以上の非常用の昇降機(エレベーター)を設けなければならない(令第129条の13の3第2項)。

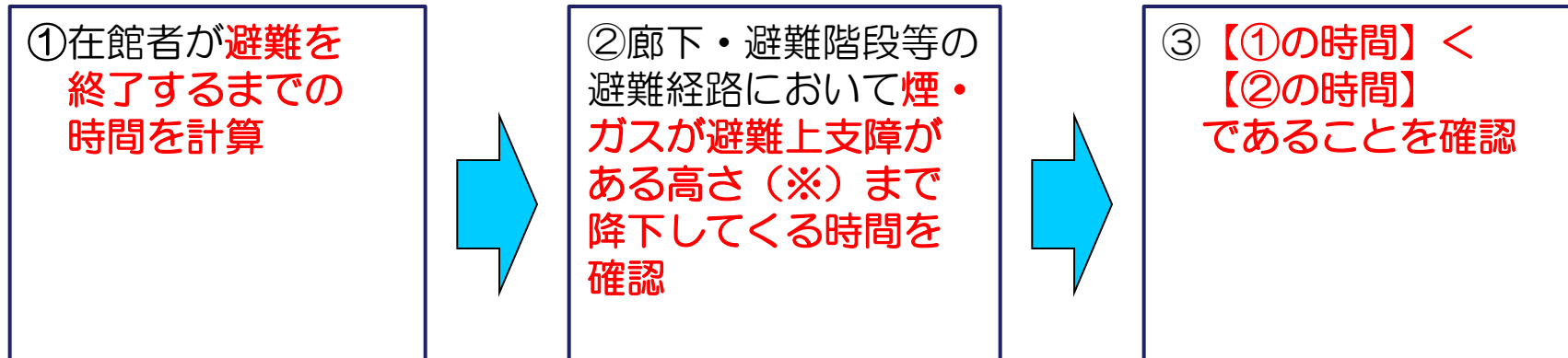


※ 特別避難階段の付室についても、避難上の安全を確保する観点から、同様に排煙に関する規定が設けられているため、「乗降ロビー」と「付室」を兼ねる配置となっている建築計画も見られる。

(参考) 避難安全検証法 (令第129条の2)

避難安全性について仕様の定める規定に代わり、個々の建築物に応じて、避難や煙等の状態を予測し、避難の安全性を検証する方法。

→安全性が検証された場合は、避難安全性について仕様の定める規定の相当部分（たて穴区画、内装材料の制限、直通階段までの距離、排煙設備等）が適用除外となる。



※ 避難上支障がある高さ: 床面から1.8mを標準とする

E. 延焼のおそれのある部分等の制限【法第22条～第25条、法第63条、第64条】

①屋根・外壁・軒裏の防火

建築物の屋根、外壁及び軒裏で、延焼のおそれのある部分は、建築物の立地、用途、規模により、**防火構造等の構造**とすることが必要

(立地等による屋根・外壁・軒裏の構造の制限の整理)

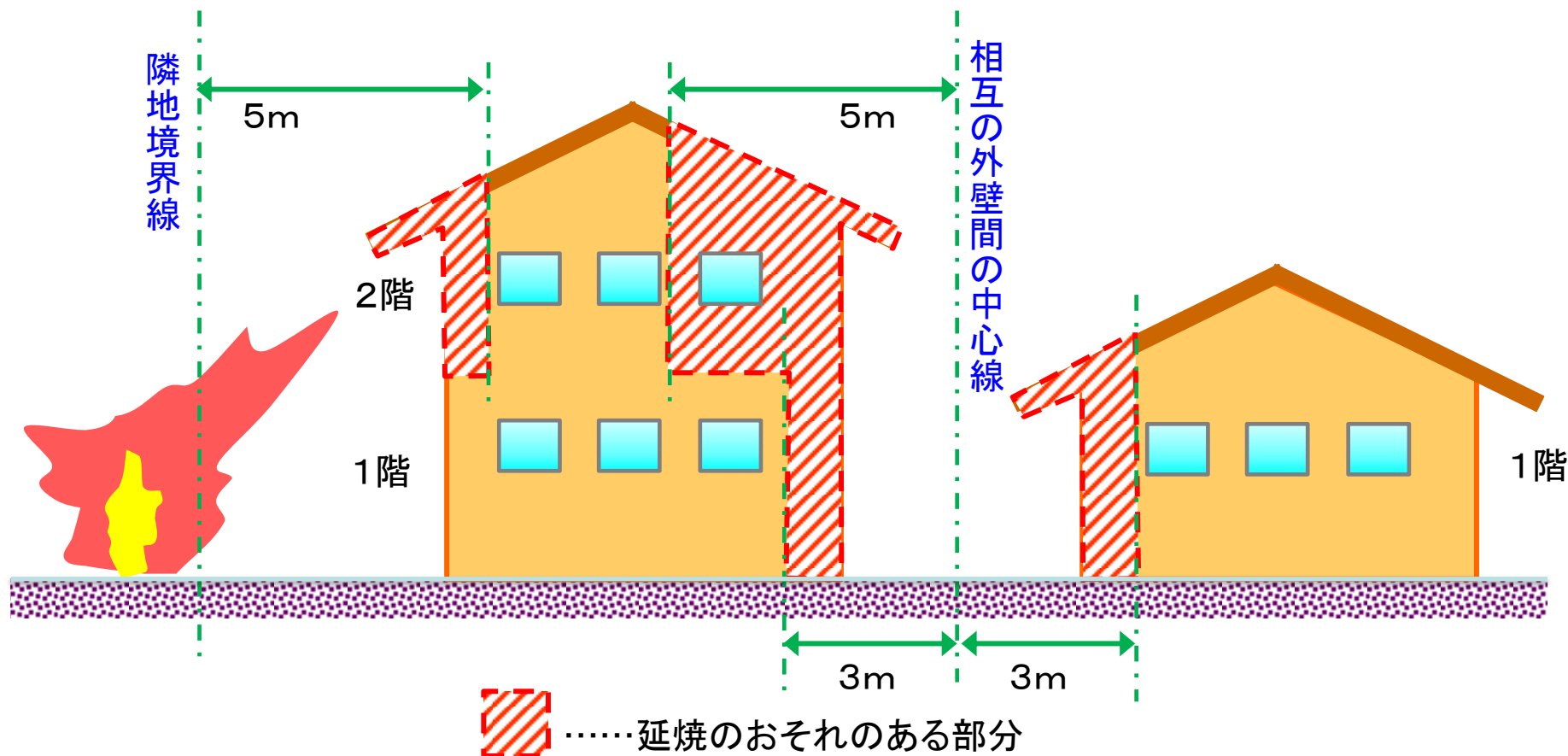
地 域		屋根の構造制限	外壁・軒裏の構造制限
防火地域・準防火地域		市街地火災の火の粉による火災の発生を防止するための構造	防火構造
建築基準法 第22条地域	学校、劇場等の特殊建築物又は延べ面積1,000㎡超	通常火災の火の粉による火災の発生を防止するための構造	防火構造
	上記以外	//	準防火構造
その他の地域(延べ面積1,000㎡超の木造建築物の場合のみ)		//	防火構造

②開口部の防火

防火地域又は準防火地域内にある建築物について、延焼のおそれのある部分にある開口部には、一定の**遮炎性能を有する防火設備**が必要

延焼のおそれのある部分

- 「延焼のおそれのある部分」という概念は、主として、木造建築物の延焼を防止するためのものであり、二つの建築物の相対的な位置関係によって決まる。
- 具体的には、「隣地境界線」「道路中心線」「建築物相互の外壁間の中心線」を基準線として、一定の距離の範囲内に入る部分を「延焼のおそれのある部分」として位置づける。
- 一般的に、「延焼のおそれのある部分」に該当する「屋根・外壁・軒裏」や「開口部」には、防火上の措置が求められることとなる。



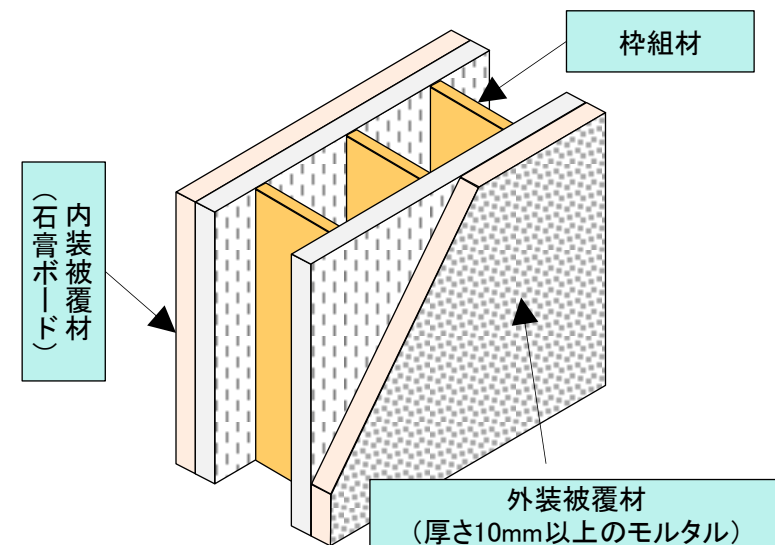
防火構造

- 対象: 外壁(屋外側加熱のみ)、軒裏
- 性能: 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために必要な性能【防火性能】

- 「防火性能」の技術的基準(令第108条)

	外壁		軒裏
	耐力壁	非耐力壁	
非損傷性	30分間		
遮熱性	30分間	30分間	30分間

- 構造方法: 大臣認定(PC)、告示仕様(H12-1359号)



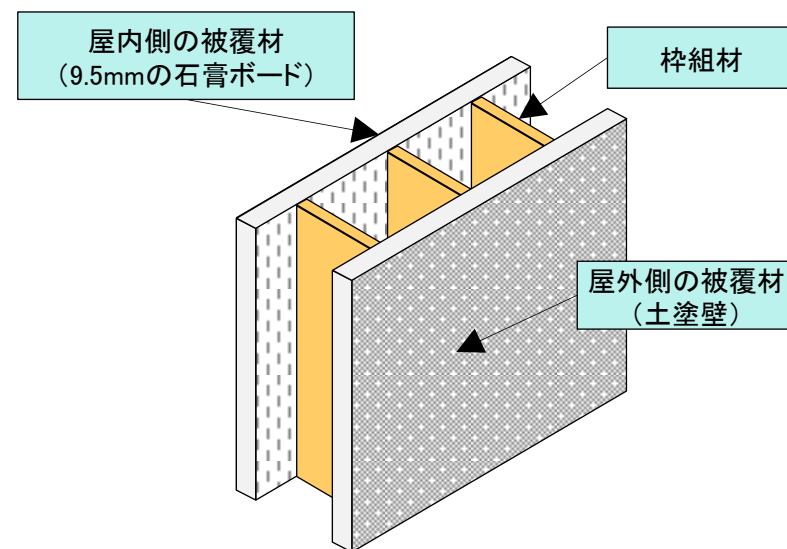
準防火構造

- 対象: 外壁(屋外側加熱のみ)
- 性能: 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために必要な性能【準防火性能】

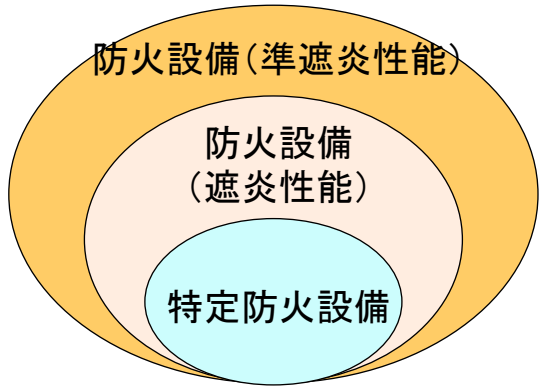
- 「準防火性能」の技術的基準(令第109条の7)

	外壁	
	耐力壁	非耐力壁
非損傷性	20分間	
遮熱性	20分間	20分間

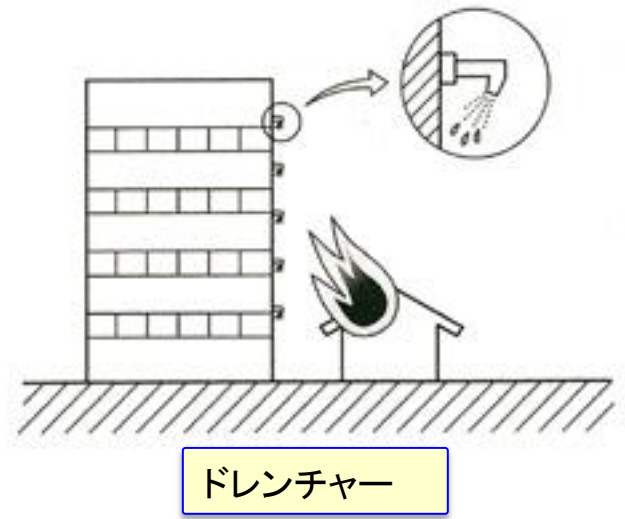
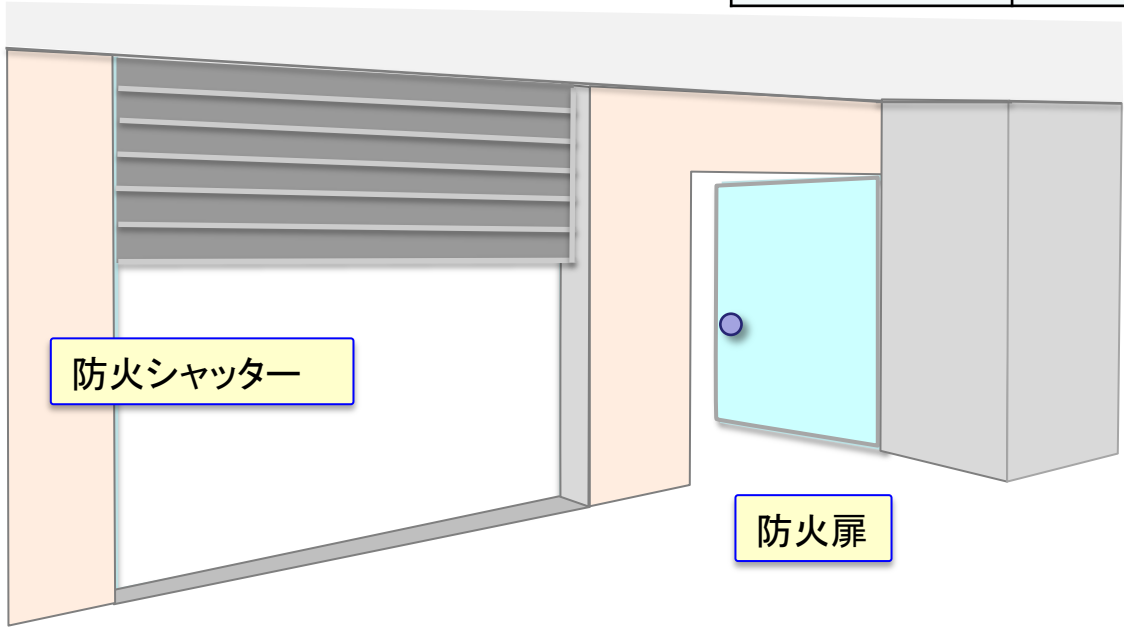
- 構造方法: 大臣認定(QP)、告示仕様(H12-1362号)



- 「防火設備」とは、外壁や防火区画の開口部に使用されるもので、主として延焼防止のために用いられる設備であり、具体的には、防火扉、防火シャッターに代表される「防火戸」や、水幕を形成する「ドレンチャー」などがある。
- 防火設備が設置される開口部の位置に応じて、加熱時間や炎を遮る方向などの要求性能が異なっている。



		防火設備		
		特定防火設備	防火設備(遮炎性能)	防火設備(準遮炎性能)
性能	加熱時間	60分間	20分間	20分間
	要求面	両面	片面	片面
開口部の位置		防火区画	耐火・準耐火建築物	防火・準防火地域
告示仕様		H12-1369号	H12-1360号	H12-1366号
大臣認定		EA	EB	EC



2. 木造建築関連基準の見直し

現行の建築基準法では、3階建ての学校等や延べ面積が3,000㎡を超える建築物を木造で建築しようとする場合、木材を耐火性の高い材料で被覆する等の措置が必要。

➡ 木造らしい建築物の実現が困難

平成22年10月施行の木材利用促進法※等を受け、木材の利用を促進する観点から、平成23年度より実大規模の木造建築物による火災実験等を実施。

➡ 大規模な木造建築物の火災に対する安全性を確保できる防火措置について検証

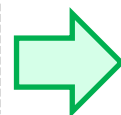
※「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（平成22年5月26日 公布、平成22年10月1日 施行）

① 3階建ての学校等は、柱、はり、壁などの主要構造部を耐火構造とすることが必要



区画を超えた早期の延焼を防止する天井の不燃化などの防火措置等を講じることで、木造の準耐火構造で建築することができるよう見直し

② 延べ面積が3,000㎡を超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造とすることが必要



火災の拡大を3,000㎡以内に抑える壁等を設けることで、木造で建築することができるよう見直し

※ 耐火構造は、火災が終了するまで建築物の倒壊及び延焼を防止する性能を有する構造であり、主要構造部に木材を用いる場合には、耐火性の高い材料で被覆する等の措置が必要となる。



一般的な耐火構造（RC造）の学校



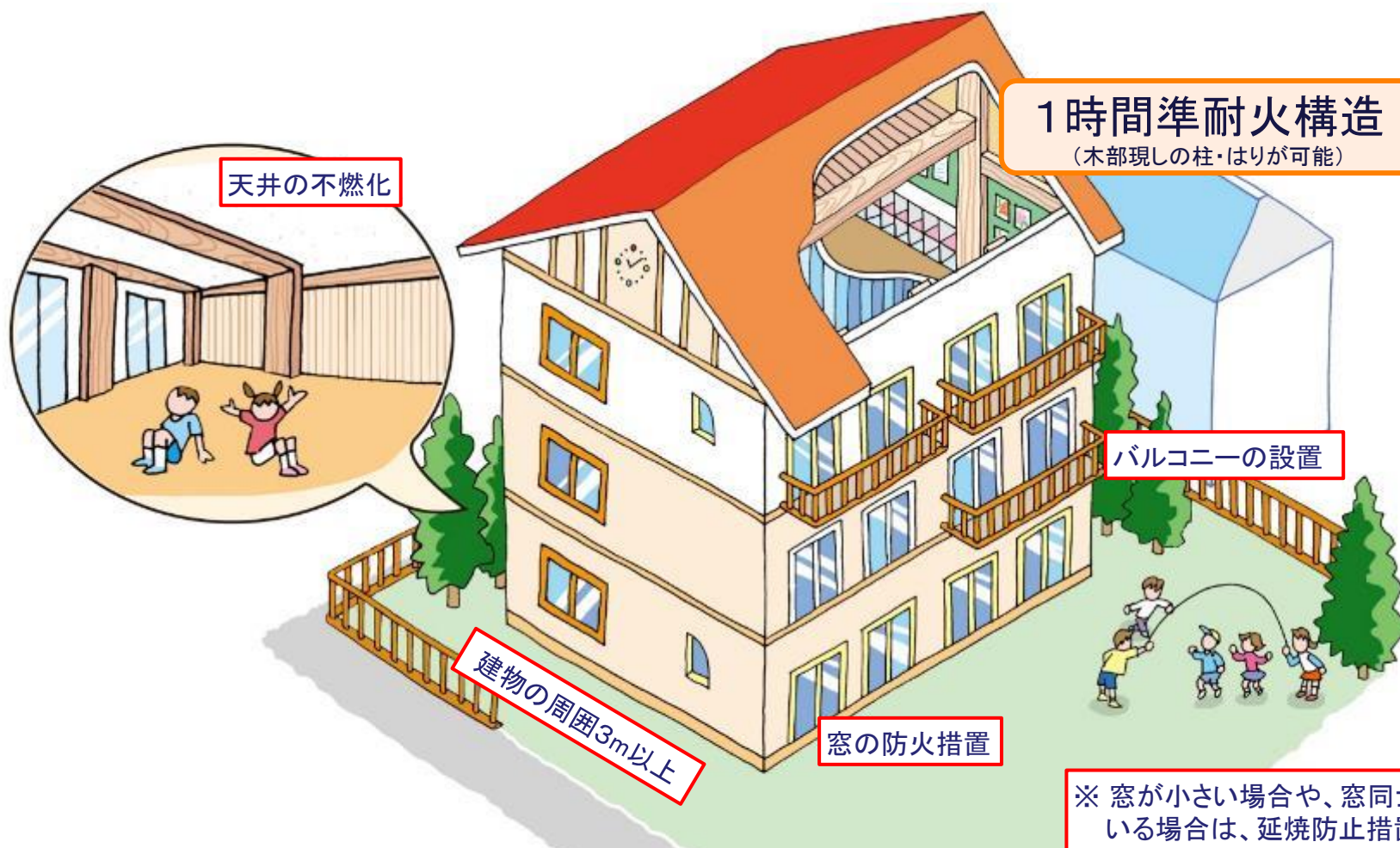
木造の3階建て学校＜実大火災実験の試験体＞

新たに建築が可能となる建物のイメージ①

■ 木造3階建ての学校(法第27条)

○主要構造部 : 1時間準耐火構造

○外壁の開口部: ① 外部からの延焼のおそれのある部分 → 屋内側への遮炎性能のある防火設備
② 上階延焼等などのおそれのある部分 → 防火設備の設置、天井の不燃化、バルコニーの設置 等



新たに建築が可能となる建物のイメージ②

■ 延べ面積3,000㎡超の大規模木造建築物(法第21条)

- 3,000㎡を超える延焼を防止するため、耐火性の高い「壁等」で区画
- 「壁等」の構造 → 90分の耐火性能を有する「壁タイプ」又は「コアタイプ(壁・床等による区画部分)」

「壁等」は階段や廊下など、火災の発生しにくい室とする

「壁等」に接する部分の内装は、
防火設備の周囲を不燃化する

木造部分
(3,000㎡以内※)

建物の周囲3m以上

木造部分
(3,000㎡以内※)

「壁等」
(コアタイプ)

延焼を防止する構造
(耐火構造・特定防火設備など)

「壁等」をいわゆる防火壁のような
「壁タイプ」とすることも可能

3. 面積の大きな木造建築物

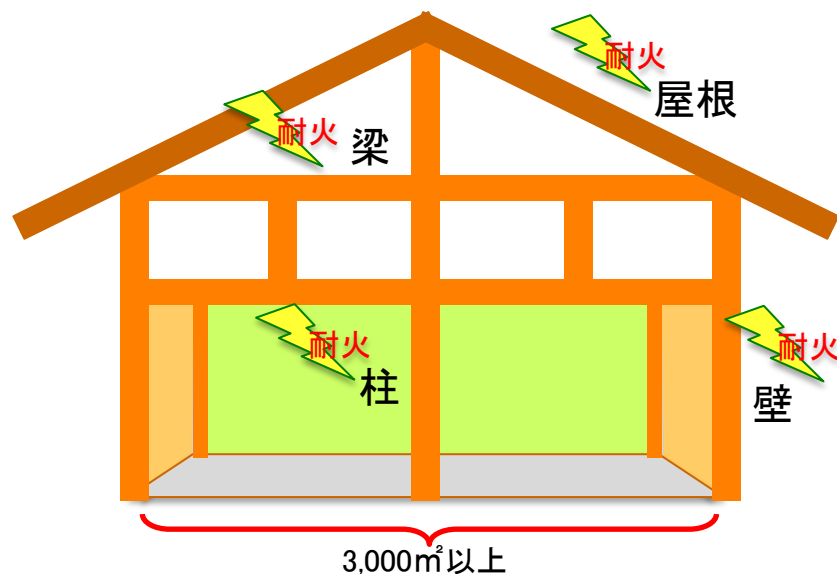
建築基準法 第21条第2項

（大規模の建築物の主要構造部）

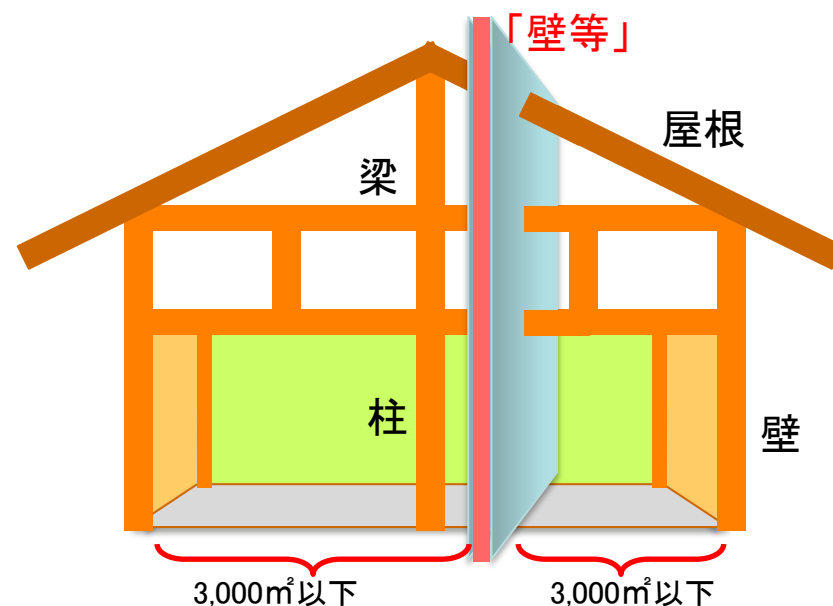
第21条

2 延べ面積が3,000㎡を超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

- 一 第2条第九号のニイに掲げる基準に適合するものであること。
- 二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備（以下この号において「壁等」という。）のうち、**通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ3,000㎡以内としたものであること。**

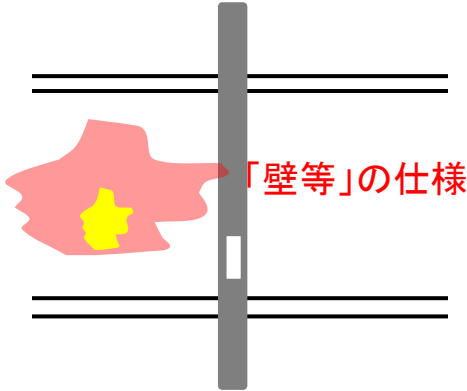
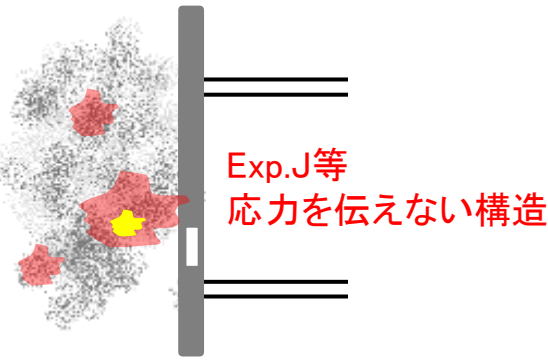
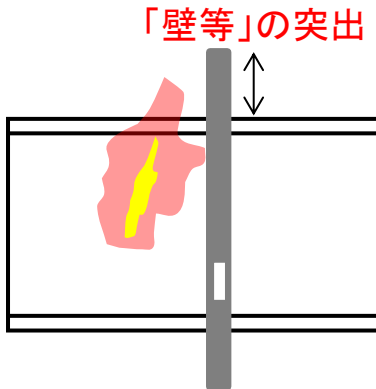


➡ 主要構造部を耐火構造とする
※耐火性能検証でも良い。



➡ 「壁等」によって3,000㎡以下の部
分ごとに区画する

「壁等」に求められる性能

政令(要求性能)	① 通常の火災による火熱が「火災継続予測時間」加えられた場合に、次に掲げる基準に適合するものであること。 ・構造耐力上支障のある損傷を生じない ・裏面※の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない ・屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない	② 通常の火災による「壁等以外の建築物の部分」の倒壊によって生ずる応力が加えられた場合に、倒壊しないものであること。	③ 壁等で区画された部分(当該壁等の部分を除く。)から屋外に出た火災による当該壁等で区画された他の部分(当該壁等の部分を除く。)への延焼を有効に防止できるものであること。
イメージ	 「壁等」の仕様 火熱に対する ・非損傷性 ・遮熱性 ・遮炎性	 Exp.J等 応力を伝えない構造 壁等で区画された建築物の部分の倒壊時の応力に対する ・自立性	 「壁等」の突出 壁等で区画された建築物の部分から屋外に出た火炎に対する ・延焼防止

※ 屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

「壁等」による設計方法

○「壁等」による設計を行う場合、法令で求められている性能（技術的基準）を実現するためには、①告示仕様を採用するか、②大臣認定仕様を採用するか、の2通りの方法があり、それぞれの特徴は以下のとおり。

- ① 対象建築物に制約はあるものの、個別に火災継続時間を算出することなく、告示に掲げられている仕様をそのまま採用することが可能。
- ② 個別の計画に応じた火災継続時間を算出し、壁等の仕様を決定する必要がある。

令第109条の5に規定する技術的基準の実現方法

国土交通大臣が定めた構造方法 （平成27年国交告第250号）

- ① 建築物の条件
→ 3階建て以下、倉庫等※を除く
- ② 火災継続時間
→ 90分と仮定【用途・構造によらない一般的な時間】
（設計者による算出は不要）
- ③ 主要構造部の仕様
→ 告示に掲げられる具体の仕様を採用

国土交通大臣が認定した構造方法 （性能評価→認定）

- ① 建築物の条件
→ 特になし
- ② 火災継続時間
→ 建築物の構造、建築設備及び用途に応じて、
個別に算出
- ③ 主要構造部の仕様
→ 火災継続時間を耐える仕様を採用

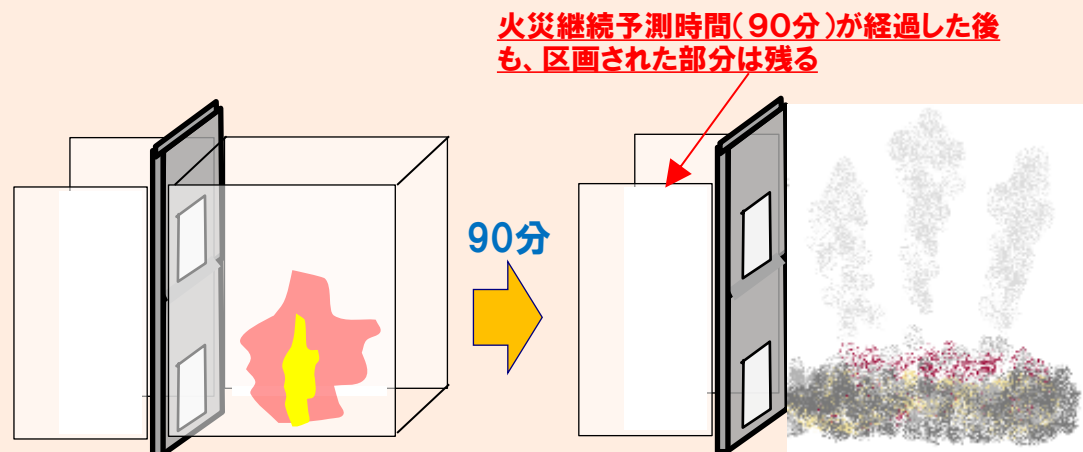
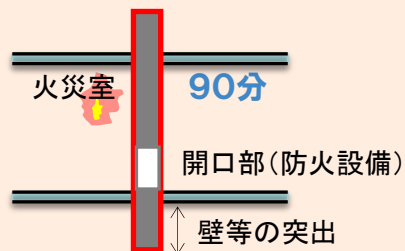
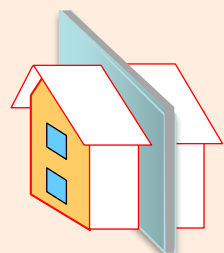
※ 不燃物品の倉庫は対象とすることが可能。

「壁等」の構造方法【壁タイプ】

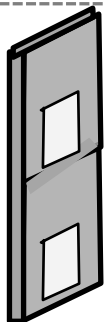
壁タイプ

…壁を基本とした部材で区画する場合

- ①間仕切壁(耐力壁)＋防火設備
- ②間仕切壁・柱・梁＋防火設備



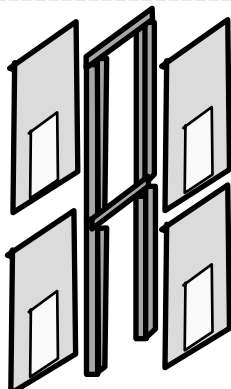
壁タイプ①



	要求性能			告示で規定する仕様
	非損傷性	遮熱性	遮炎性	
間仕切壁(耐力)	90分	90分	90分	壁等告示 第2第1号イ
防火設備	—	90分	—	壁等告示 第2第1号ロ

※出幅部分には遮炎性が求められる。
防火設備は屋内の区画する部分に設けられるものであるため、要求なし。

壁タイプ②



	要求性能			告示で規定する仕様
	非損傷性	遮熱性	遮炎性※1	
間仕切壁(耐力)	90分	90分※2	90分※2	壁等告示 第2第2号イ
間仕切壁(非耐力)	—	90分※2	90分※2	
柱・はり	90分	—	—	2時間・3時間耐火の柱・はり
防火設備	—	90分	—	壁等告示 第2第1号ロ

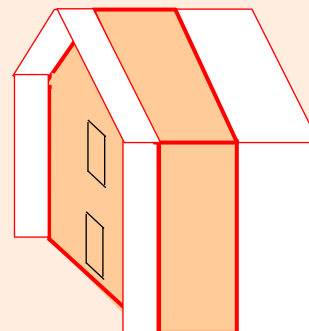
※1 出幅部分には遮炎性が求められる。 防火設備は屋内の区画する部分に設けられるものであるため、要求なし。

※2 遮熱性、遮炎性については壁の一部として取り扱う。

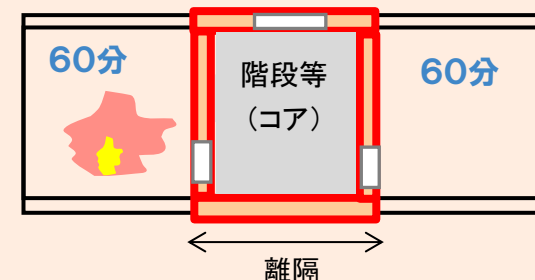
「壁等」の構造方法【コアタイプ①】

コアタイプ

…火災の発生のおそれの少ない室(コア)で区画する場合

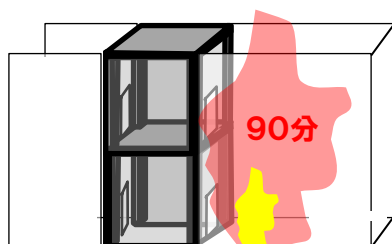


コア全体で90分

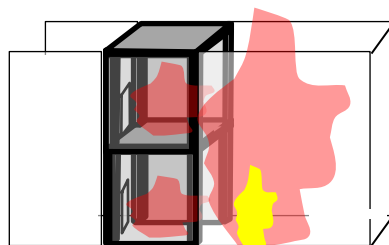


<火災のシナリオ>

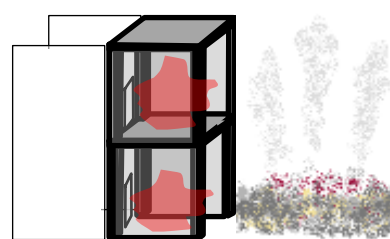
【出火】



【60分後】



【90分後】



【120分後】



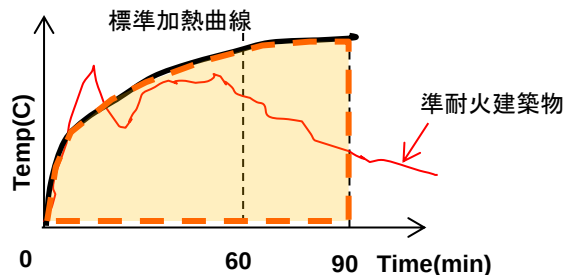
コア内部に延焼

出火した部分の火災終了

コア部分の火災終了

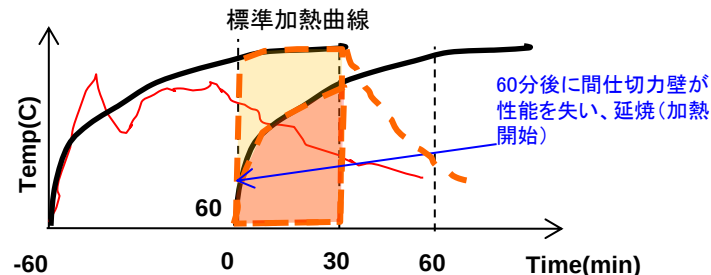
(出火元の建物内の火災)

90分



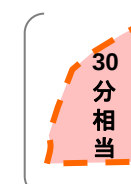
(コア内の火災)

60分



標準加熱で40分+α相当

出火した部分の残りの燃焼



コア内の収納可燃物(極少)
+
間仕切壁内の可燃材

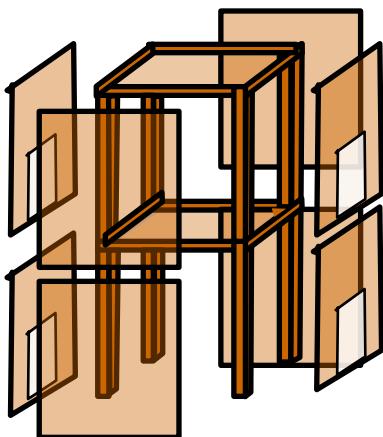
換気支配型の燃焼であることから、区画内の発熱に寄与しない

「壁等」の構造方法【コアタイプ②】

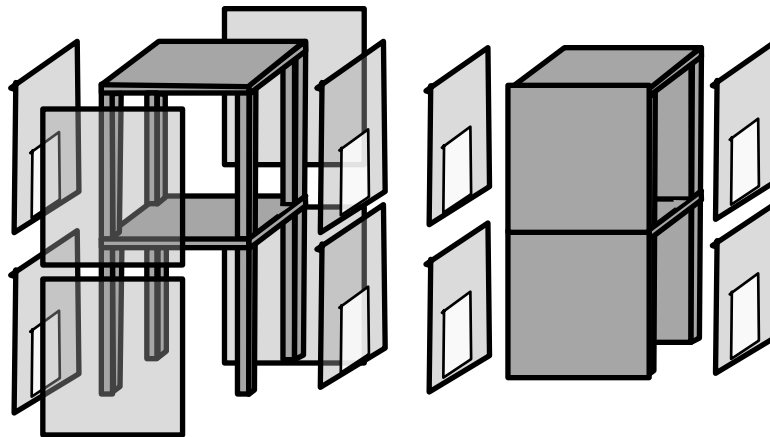
告示第二第3号

下表の性能を有する仕様を告示で規定

(木造のイメージ)



(鉄筋コンクリート造のイメージ)

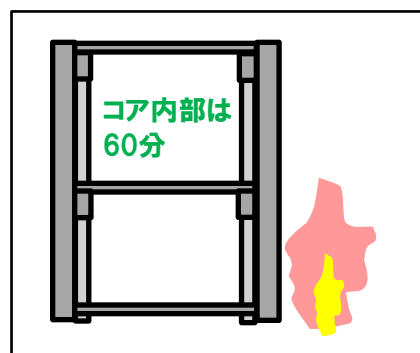


＜区画する壁等＞	非損傷性	遮熱性	遮炎性
間仕切壁(耐力)	90分	60分	—
間仕切壁(非耐力)	—	60分	—
外壁(耐力)	90分	60分	60分
外壁(非耐力)	—	60分	60分
柱	90分☆	—※	—※
床	90分	60分	—
はり	90分☆	—※	—※
屋根	30分	—	30分
防火設備	—	60分	60分

※遮熱性、遮炎性については壁の一部として取り扱う。

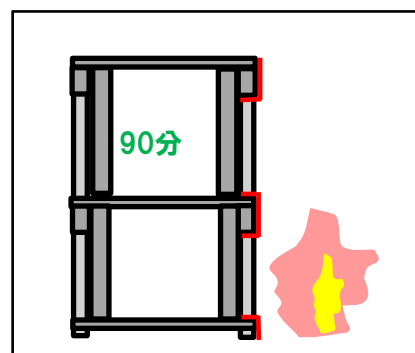
☆間仕切壁で防火上有効に遮られている場合は60分

(1) 間仕切壁をコア外側に設置



間仕切壁によって火熱が有効に遮られる場合にあつては60分

(2) 間仕切壁をコア内側に設置



告示第三

＜コア内部＞	非損傷性	遮熱性	遮炎性
構造耐力上主要な部分である壁及び柱	60分	—	—
間柱、附け柱			
小ばり	60分燃焼しない性能		
階段 など			

「壁等」の倒壊防止

告示第四 壁等が、壁等以外の建築物の部分とエキスパンションジョイント等（延焼防止上支障がないものに限る）で接続。

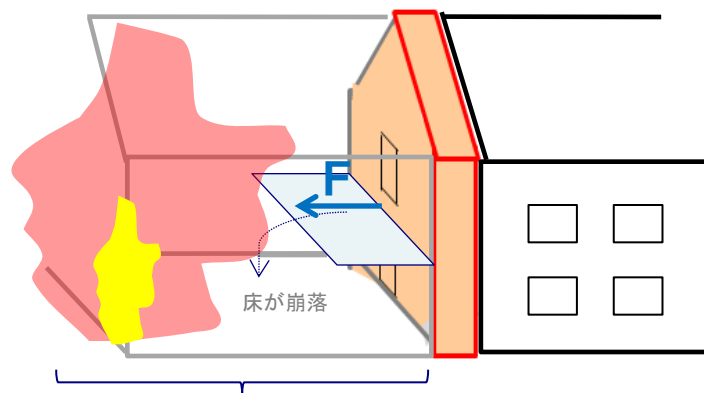
<加わる力>

壁等で区画された部分が崩れ、壁等に応力が加わる場合、壁等自身の耐力やもう一方の区画された部分の支持等により、部分的な損傷はあったとしても倒壊はせず、延焼防止の性能を失うことはない。

<引っ張る力>

応力を伝えないエキスパンションジョイントで接続する等により、壁等は倒壊しないと考えられる。

※エキスパンションジョイントで接続しない場合には、大臣認定における対応となるが、その場合は、区画された部分で燃え残った部分の重量に応じた引っ張り力に相当する応力が壁等に伝えられるという想定で構造計算を行うこと等により個別に計算する。



当該壁等で区画された部分

<区画された部分の倒壊の例>



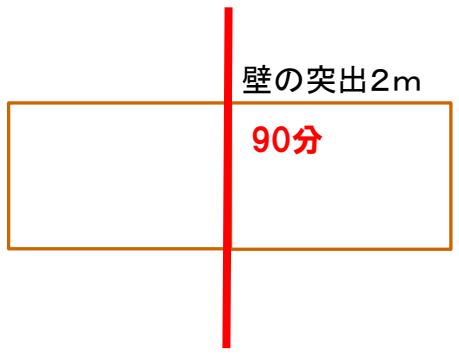
※2012年2月の木三学つくば実験

「壁等」の出幅・離隔距離

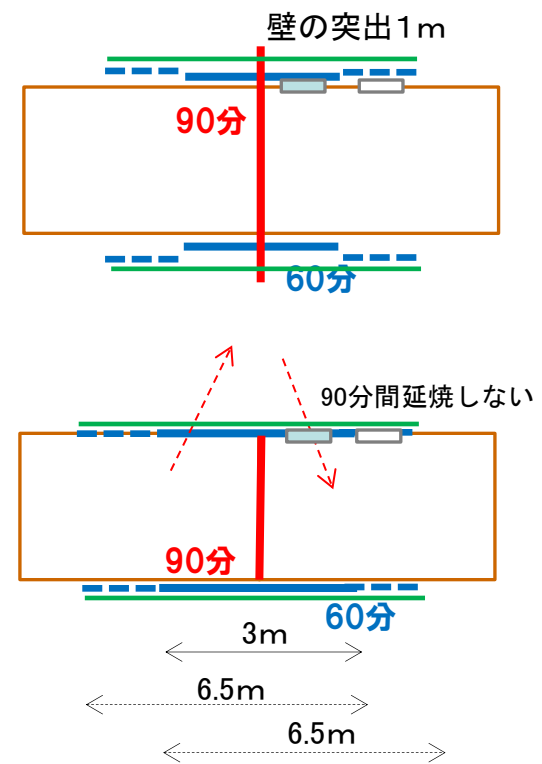
告示第五

135° < x ≤ 180° の場合

壁タイプ



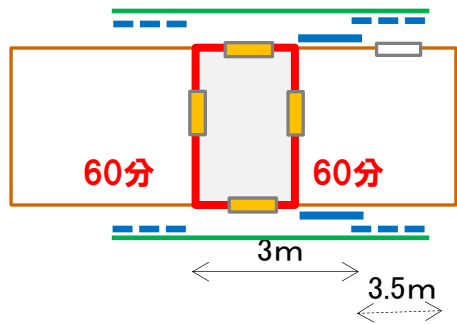
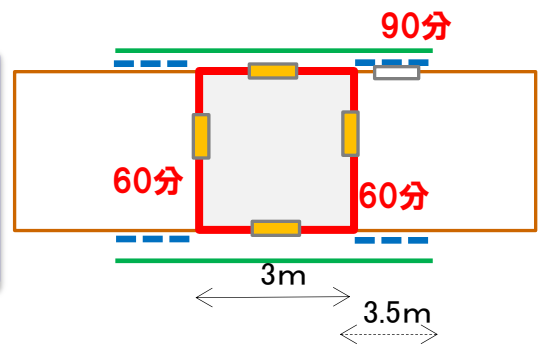
第五ただし書き



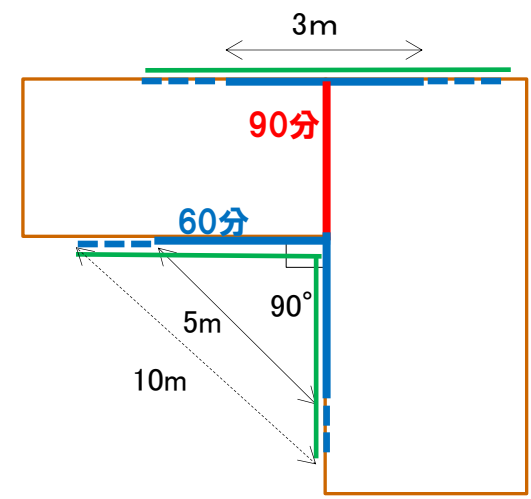
- : 壁等
- : 不燃材料
- : 耐火構造
- : 特定防火設備
- - : 防火構造
- - : 防火設備

135° < x ≤ 180° の場合

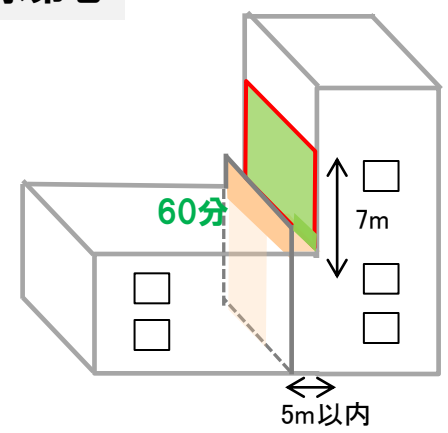
コアタイプ



告示第六

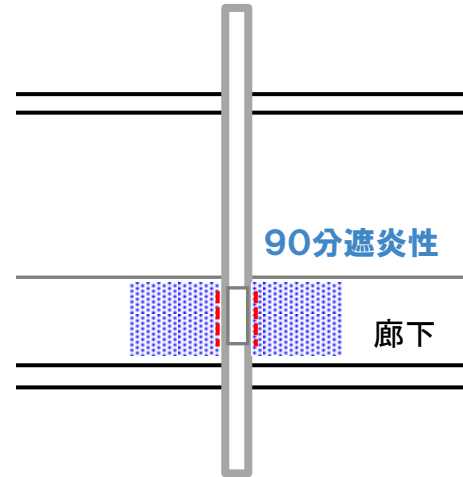
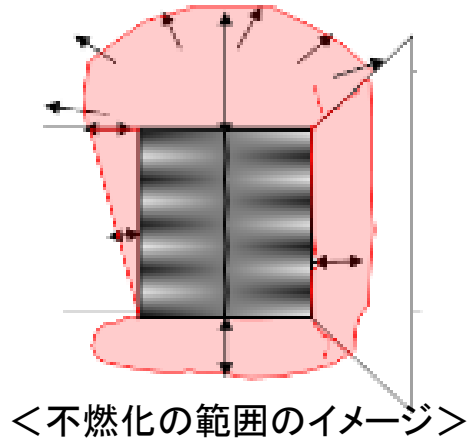


告示第七



防火設備の面で遮熱性を要しない面（不燃化の範囲）

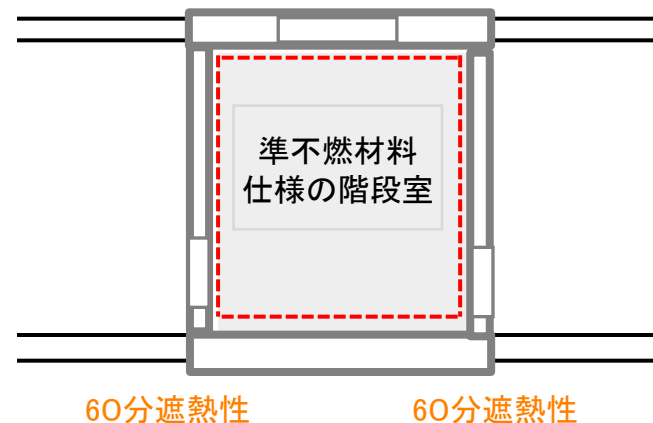
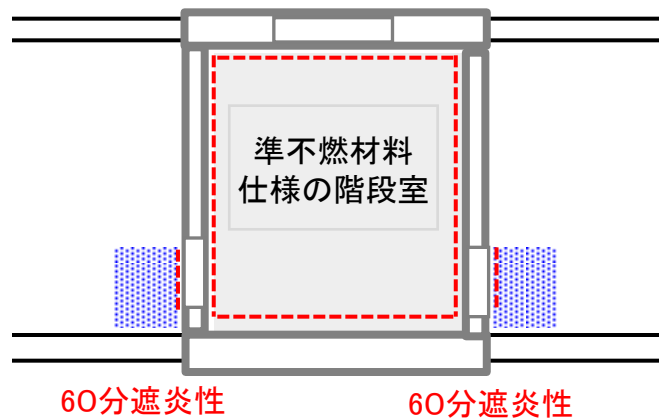
① 壁で区画する場合



- (1) 開口部には特定防火設備を設ける
(①のときは、鉄製骨組・1mm厚鉄板の防火戸、1.8mm厚鉄板の鉄製防火戸に限る)
- (2) 廊下などの室に面していて、当該室の内装・下地が準不燃材料によるものであること(開口部から一定の範囲内)

② 建築物の部分(火災の発生のおそれの少ない室である壁等)で区画する場合

→壁等が出火室とならないための要求事項として、天井又は壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料(準ずる仕上げも可)とする。

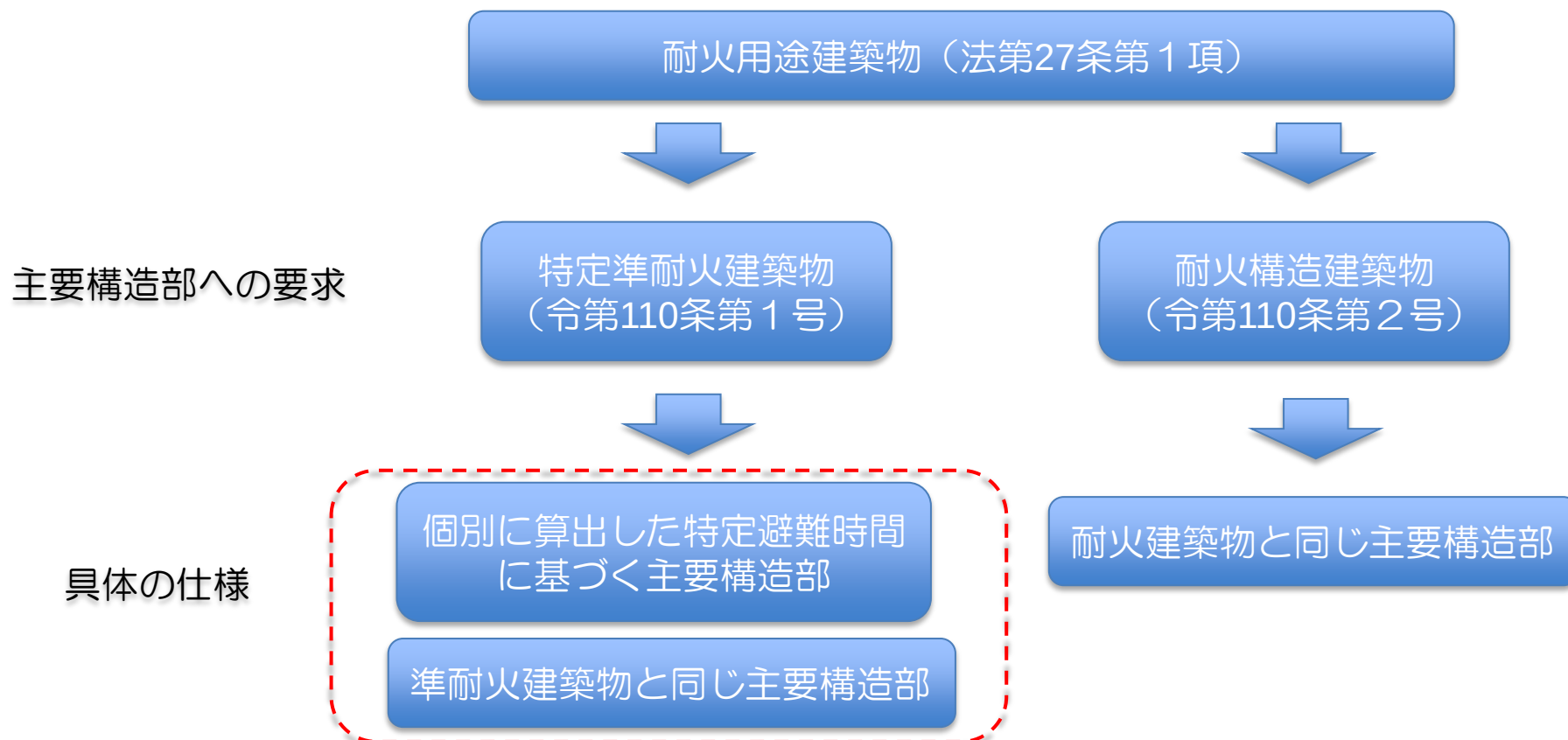


4. 特定準耐火建築物

建築基準法 第27条第 1 項

法第27条第1項の新しい考え方

- 法第27条は、従来は、用途・規模に応じて「耐火建築物」「準耐火建築物」とすることを要求してきたが、今回の改正により、個別の建物における「避難時間」に応じた性能設計が可能となった。
- 主要構造部に着目すると、法第27条第1項の要求に基づく建築物（耐火用途建築物）は、避難時間に応じた性能を有する「特定準耐火建築物」か、従来どおりの耐火性能を有する主要構造部をもつ建築物である「耐火構造建築物」のいずれかによって実現する。
- なお、従来の準耐火建築物と同じ主要構造部の建築物は、「特定準耐火建築物」に含まれる。



特定準耐火建築物の主要構造部①

○ 法第27条の規定に基づく建築物＝「特定準耐火建築物」

【対象】特殊建築物(法第27条・法別表第1に示す用途・規模に応じたもの)

- 【基準】 ①主要構造部:在館者の全てが、当該建築物から**地上までの避難を終了するまでの間(特定避難時間)**、通常の火災による**建築物の倒壊及び延焼を防止**するための性能を有する構造方法(**特定準耐火構造**)とすること
- ②外壁開口部:建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがある開口部に、屋内側への延焼を防止する防火設備を設けること

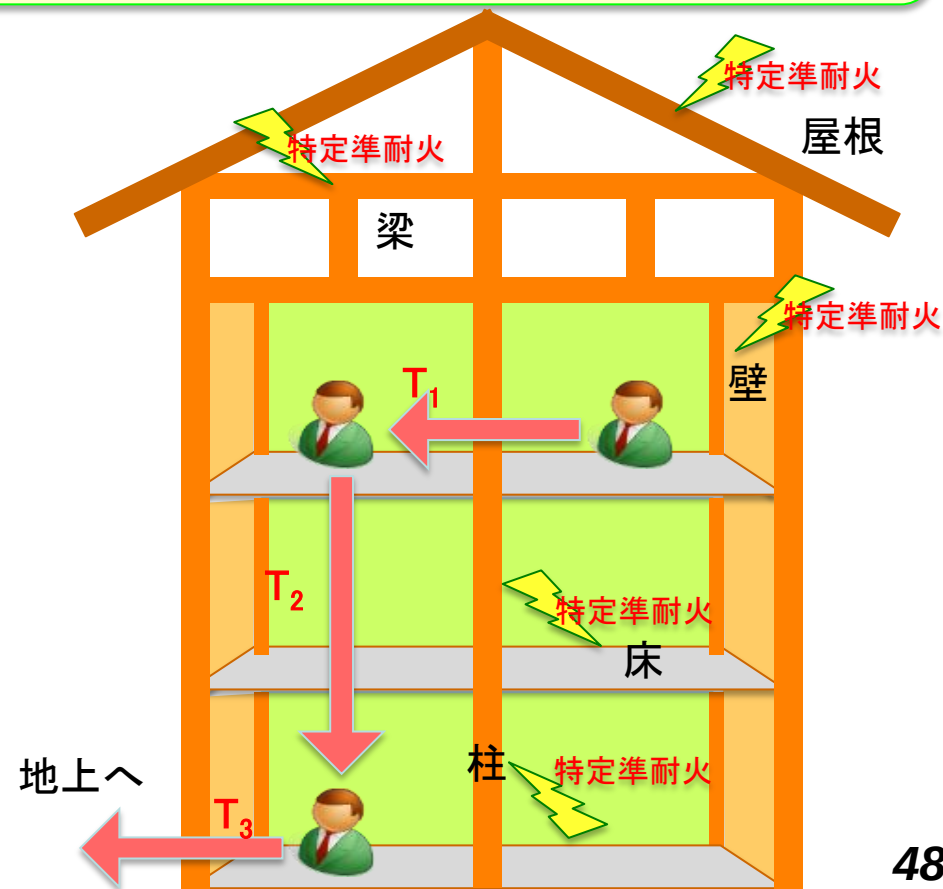
特定避難時間

(図の例)
$$T = T_1 + T_2 + T_3$$

- ・ 在館者が地上までの避難を終了するまでに要する時間
- ・ 自力避難だけでなく、消防隊による救助なども見込むことができる

特定準耐火構造

- ・ 火災時において、Tの時間が経過するまでの間、建築物の倒壊・延焼を防止するための性能を有する構造方法(主要構造部の構造方法)



特定準耐火建築物の主要構造部②

1. 通常の火災による火熱が加えられた場合に求められる性能

非損傷性	遮熱性	遮炎性
構造耐力上支障のある変形、溶融、壊その他の損傷を生じないものであること。	加熱面以外の面（屋内側）の温度が燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。	特定避難時間、屋外に火炎を出す原となる亀裂その他の損傷を生じないであること。



2. 各部位における具体の必要時間

			非損傷性	遮熱性	遮炎性
壁	間仕切壁	耐力	特定避難時間	特定避難時間	—
		非耐力	—	特定避難時間	—
	外壁	耐力	—	特定避難時間	特定避難時間
		非耐力	—	特定避難時間※2	特定避難時間※2
柱			特定避難時間	—	—
床			特定避難時間	特定避難時間	—
はり			特定避難時間	—	—
屋根			30分間※1	—	特定避難時間※2
軒裏			—	特定避難時間※2	特定避難時間※2
階段			30分間※1	—	—



3. 具体の設計へ

個別の計画に応じて、特定避難時間を算出し、当該時間の加熱に耐えられる構造

用途・規模のグループごとに、告示で定めた構造（特定避難時間の算出不要）

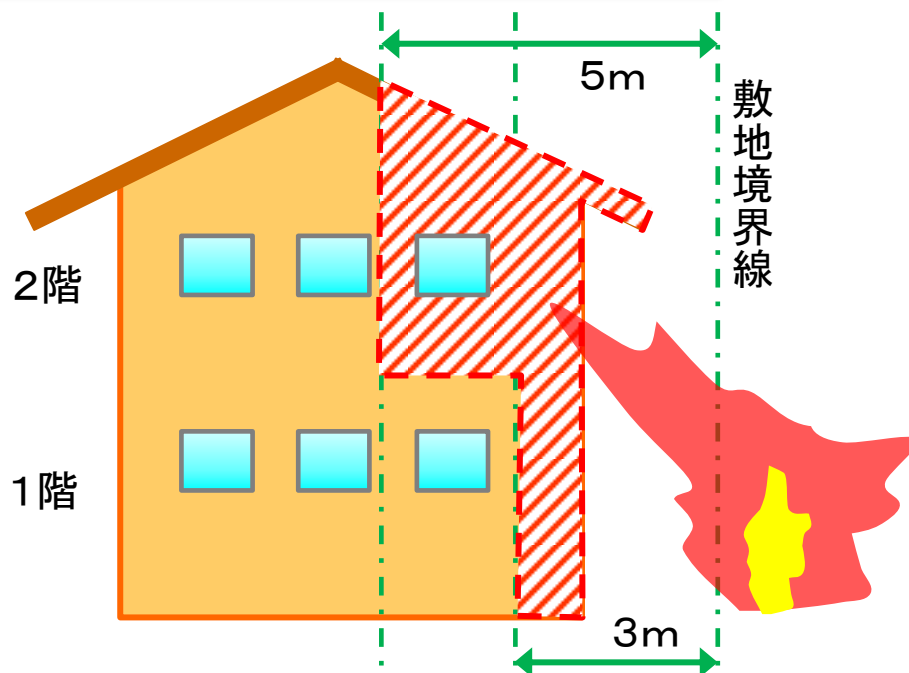
※1：特定避難時間が30分未満の場合は、特定避難時間

※2：延焼のおそれのある部分以外の部分は30分

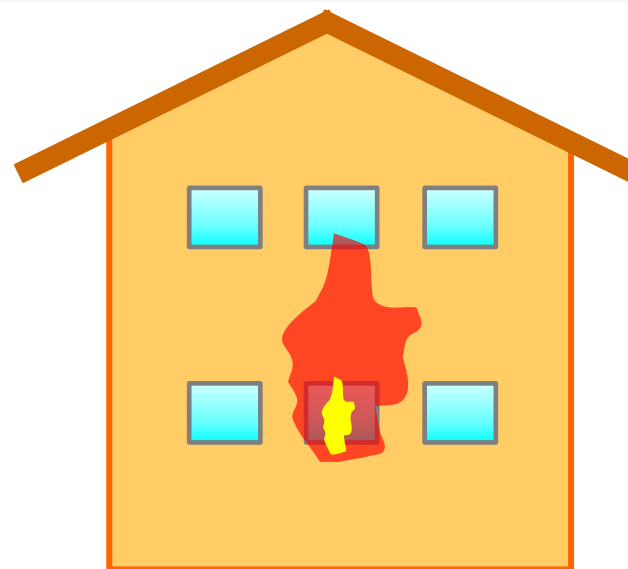
特定準耐火建築物の開口部①

○ 特定準耐火建築物の外壁開口部で、防火設備（屋内側への延焼を防ぐための遮炎性能を有するもの）を設けなければならない部分は以下の2通り。

① 延焼のおそれのある部分であるもの



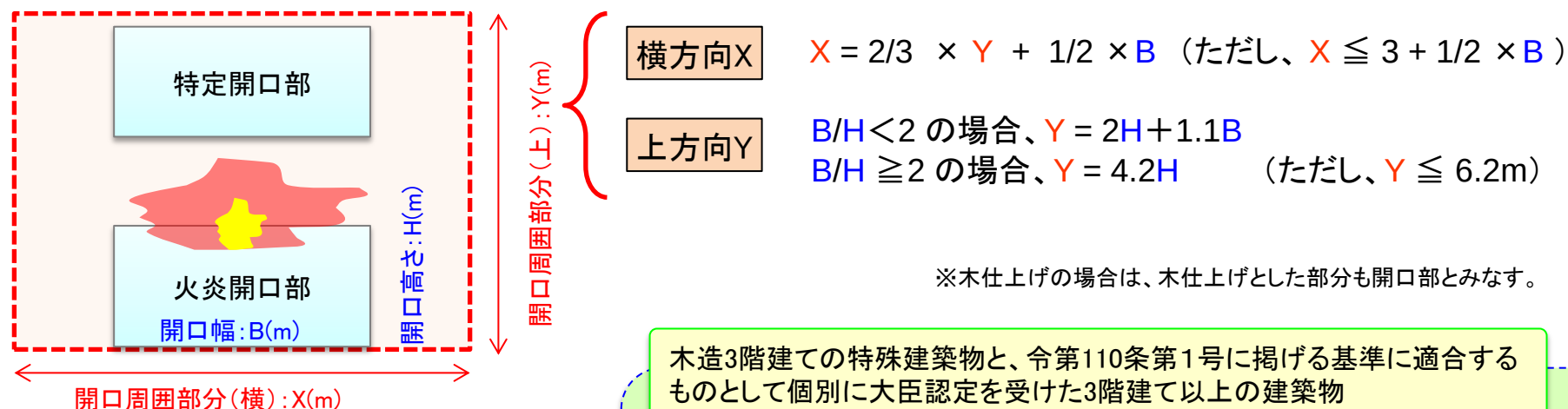
② 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるもの



※ 具体の範囲は告示（H27.255号）で定める

特定準耐火建築物の開口部②

- 特定準耐火建築物は、同一の建物における他の開口部からの延焼（上階延焼など）を想定して、開口部に一定の性能（加熱開始後20分間、屋内側裏面に火炎を出さない【片面遮炎性】）を持たせることとしている。
- 従って、設計にあたっては、すべての開口部を火災室の開口部（火災開口部）と仮定し、そこから一定の範囲にある開口部（特定開口部）に防火設備などを設けるものとして考えることとなる。



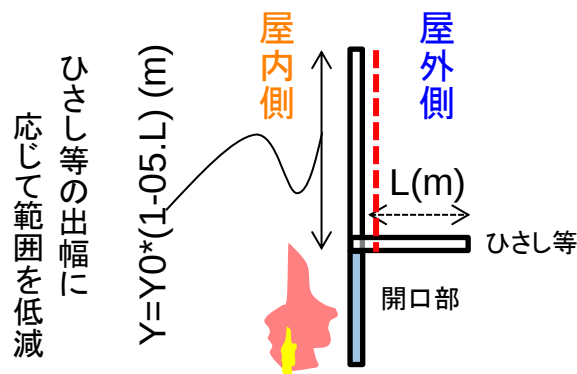
木造3階建ての特殊建築物と、令第110条第1号に掲げる基準に適合するものとして個別に大臣認定を受けた3階建て以上の建築物

火災開口部の例外

- ① スプリンクラー設備等を設置した居室
- ② 火災の発生のおそれの少ない室
- ③ 天井を準不燃材料仕上げとした居室(30㎡以下)
- ④ ①から③の居室のみに隣接する通路等
- ⑤ 法第2条第9号の2に規定する防火設備を設けたもの
- ⑥ 開口部の高さが0.3m以下
- ⑦ 開口面積が0.2㎡以内

特定開口部の例外

- ① 延焼のおそれのある部分にあるもの
- ② 他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたもの



凡例 L: ひさし等の出幅(m)
Y: 開口周囲部分(上方向)(m)
Y0: ひさし等がない場合の開口周囲部分(上方向)(m)

用途・規模に応じた特定準耐火建築物の仕様

○ 告示においては、特定準耐火建築物の「主要構造部」・「開口部に設ける防火設備」は、用途・規模に応じて、下表の仕様が定められている。（特定避難時間の算出をしなくても設計可能）

用途	規模	主要構造部	開口部に設ける防火設備	
			延焼のおそれのある部分	特定開口部
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・3階以上の階 ・客席の床面積：200㎡以上 ・主階が1階にないもの※¹	・耐火構造等	・両面遮炎性	
病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	・3階以上の階	・耐火構造等	・両面遮炎性	
	・3階建ての3階※²	・1時間準耐火構造※³ ・耐火構造		
	・2階の床面積：300㎡以上	・準耐火構造等 ・耐火構造等		
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・4階以上の階 ・4階建て以上の3階	・耐火構造等	・両面遮炎性	・両面遮炎性 ・天井不燃※⁵
	・3階建ての3階	・1時間準耐火構造※⁴ ・耐火構造等		
	・2階以下の床面積：2,000㎡以上	・準耐火構造等 ・耐火構造等		
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階 ・床面積：3,000㎡以上	・耐火構造等	・両面遮炎性	
	・2階の床面積：500㎡以上	・準耐火構造等 ・耐火構造等		

※¹: 劇場、映画館、演芸場に限る。 ※²: 下宿、共同住宅、寄宿舎に限る。 ※³: 各宿泊室等にバルコニーを設置するなどの要件を満たすものに限る。

※⁴: 建物周囲に幅員3m以上の通路を設けたものに限る。 ※⁵: 火災開口部のある室の天井不燃化など。

5. 耐火構造の告示仕様の見直し

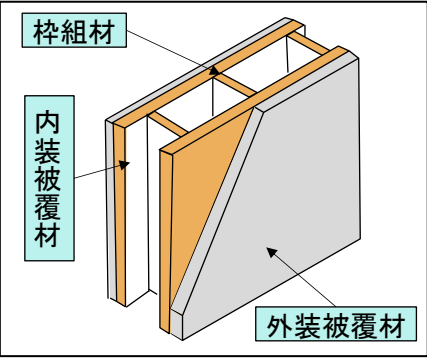
平成12年建設省告示 第1399号

耐火構造の告示仕様の追加について (H26.8.22施行)

○ 背景

- 建築基準法第2条第7号の規定により、耐火構造の具体の仕様を告示で定めているが、平成12年建設省告示第1399号「耐火構造の構造方法を定める件」に木造の仕様は例示されていなかったところ。
- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行等を受け、建築物における木材利用の促進への社会的要請が高まっているなか、国土交通省においては、特に要望が多い木造の耐火構造の間仕切壁・外壁について、耐火試験等の検証等を実施してきたところであり、今回新たに同告示に追加することとした。

○ 告示改正の概要

対象告示	改正の概要(新たに追加する仕様)
「耐火構造の構造方法を定める件」 (H12建設省告示第1399号)  The diagram illustrates a cross-section of a wall assembly. It shows a central core (labeled '枠組材' - Frame Material) surrounded by internal fireproofing ('内装被覆材' - Internal Fireproofing Material) and external fireproofing ('外装被覆材' - External Fireproofing Material). Arrows point from the labels to the corresponding parts of the wall structure.	i) 間仕切壁(耐力壁・非耐力壁、1時間耐火構造) - 間柱及び下地を木材又は鉄材で造ったもの - その両側に、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの (1) 強化せっこうボード※を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの (2) 強化せっこうボード※を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のもののの上に厚さが8mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板を張ったもの ※ ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率が95%以上、ガラス繊維の含有率が0.4%以上、ひる石の含有率が2.5%以上のものに限る。 ii) 外壁(耐力壁・非耐力壁、1時間耐火構造) - 間柱及び下地を木材又は鉄材で造ったもの - その両側に、上記(1)又は(2)のいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの※ ※ 屋外側にあっては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったものに限る。)

6. 防火上主要な間仕切壁

建築基準法施行令 第114条第2項

防火上主要な間仕切壁の規制の概要 (H26改正)

○ 背景

※「グループホーム」は、建築基準法令上「寄宿舍」に該当。

- 平成25年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
- そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
- これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。 ※グループホーム等については、住宅からの転用を容易にするため、従来、防火規制の緩和の要望があったところ。

○ 現行と合理化の内容

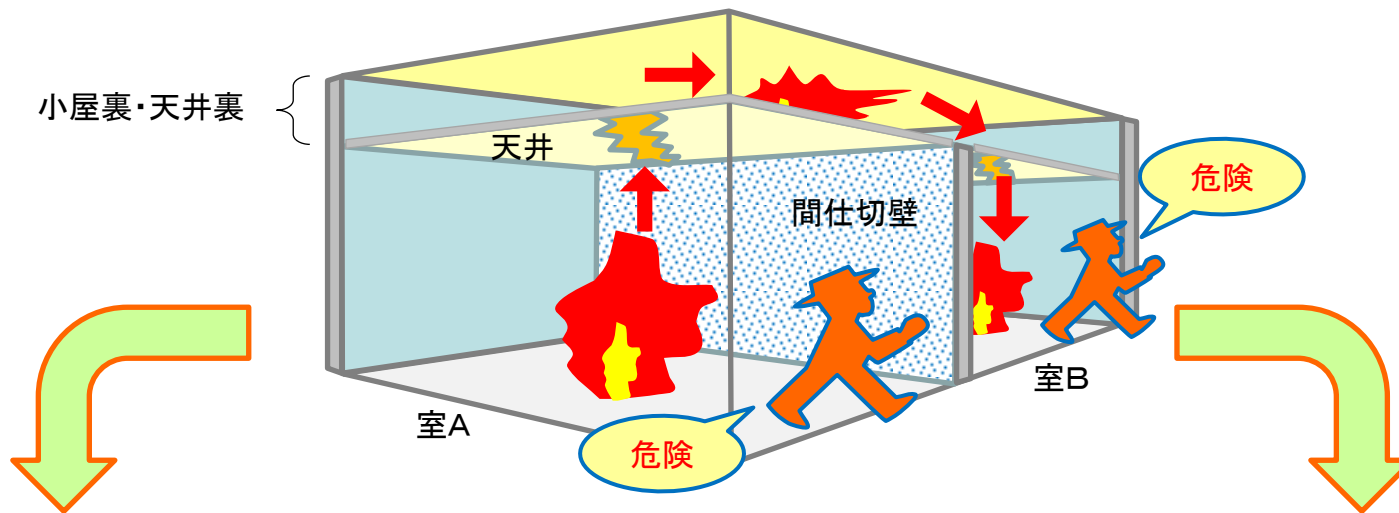
建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、**寄宿舍等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする**。

規定	規制の内容 対象用途：寄宿舍、有料老人ホームなど	
	現行	見直し後
防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること	以下のいずれかの場合は、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模※で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①「直接屋外等へ避難するパターン」 …各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る。以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②「避難経路が短いパターン」 …各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装を不燃化した場合は16m)以内に避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま、障子等を除く。)等で区画されているものであること
A:6月27日公布・7月1日施行、B:8月22日公布・施行		

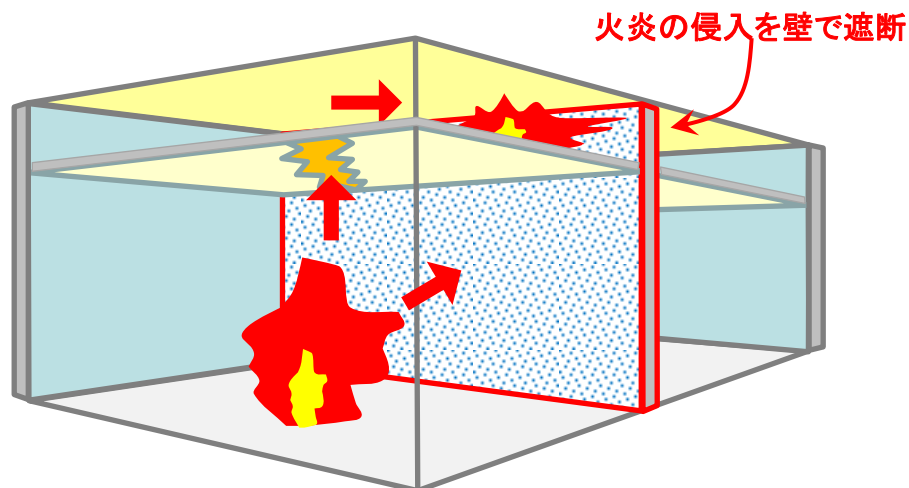
※ 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分

防火上主要な間仕切壁の規制の概要（イメージ）

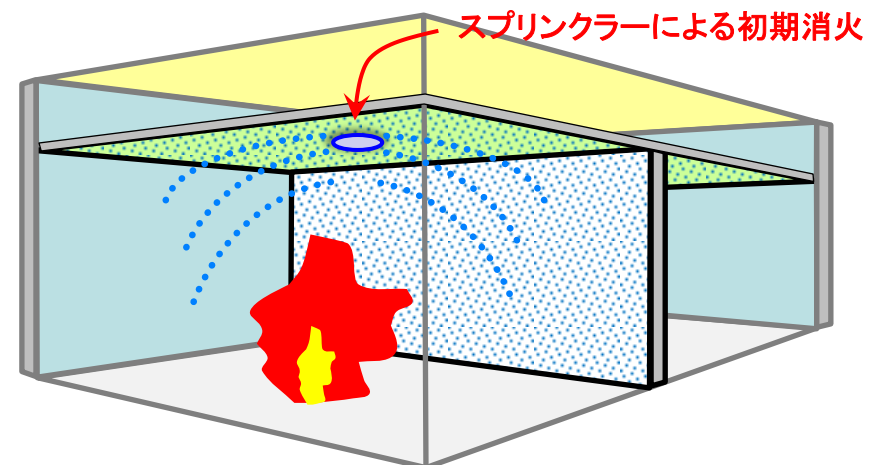
○ 壁が小屋裏・天井裏まで立ち上がらない場合 → 小屋裏・天井裏の空間を介して火災が拡大



○ 壁を小屋裏等まで立ち上げて延焼防止

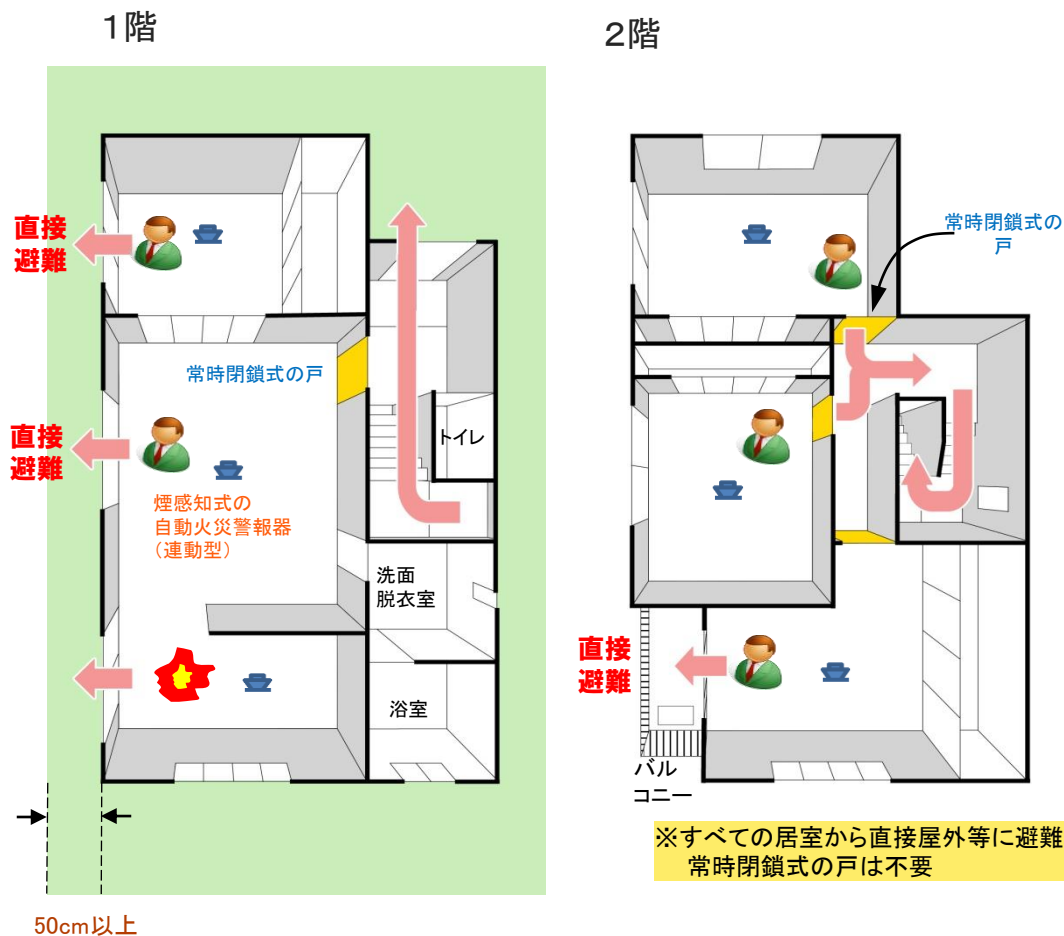


○ スプリンクラーによる延焼防止
(壁を小屋裏等まで立ち上げる必要なし)

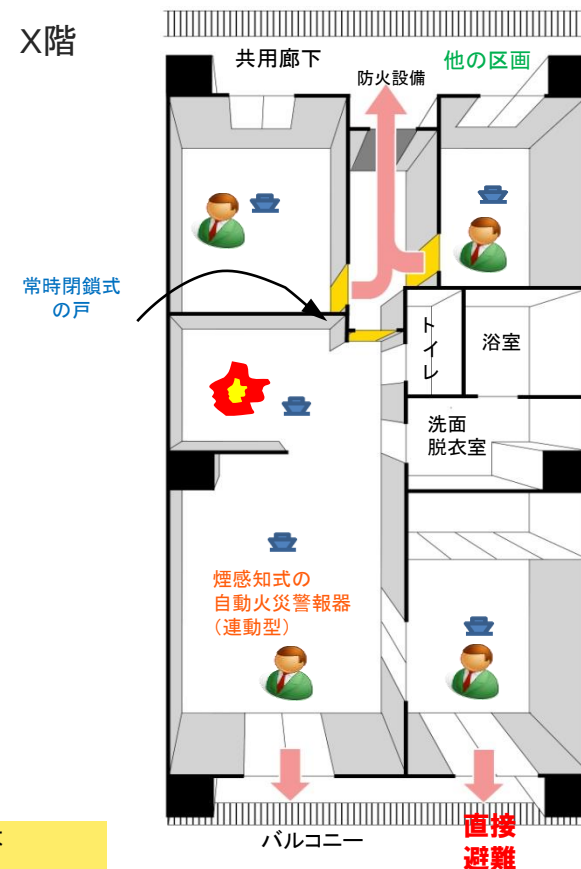


「避難が容易な構造」のイメージ

一戸建ての住宅を寄宿舍に転用する場合を想定した例



マンションの1住戸を寄宿舍に転用する場合を想定した例



←: 居室から直接屋外等に避難、又は居室の出口から歩行距離8m※以内に屋外等に避難

※各居室及び通路の内装を不燃化した場合は16m

【参考】消防法施行令の改正概要（別表第1・(6)項口）

○「業として介護、医療等を提供する施設」が、スプリンクラー設置の義務付け対象（(6)項口の用途）に追加されていることから、H27.4以降、有料老人ホームへの該当性に関わらず、入居・宿泊の実態があるものは規制対象となる（お泊まりデイなど）。

1. 面積基準の見直し

改正前

275㎡以上

改正後

すべて（面積は関係なし）

2. 用途の見直し

改正前

- ・老人短期入所施設
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設

- ・有料老人ホーム※
（※ 主として要介護状態にある者を入居させるもの）

変更なし

用件の明確化

新たに追加

改正後

- ・老人短期入所施設
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設

- ・有料老人ホーム※
（※ 要介護3以上の者が、定員の半数以上であるもの）

- ・軽費老人ホーム※
- ・小規模多機能型居宅介護事業※
- ・業として介護、医療等を提供する施設※
（※ 要介護3以上の者が、定員の半数以上であるもの）